

（ 令 6 . 1 1 . 1 9
証 2 - 1 ）

説 明 資 料

〔近年の法人税改革の振り返り〕

令和 6 年 11 月 19 日（火）

財 務 省

近年の法人税の法定税率の引下げ

- 平成23年度（2011年度）税制改正：
30.0% $\Rightarrow$ 25.5% (▲4.5%)
- 平成27・28年度（2015・2016年度）税制改正：
25.5% $\Rightarrow$ 23.2% (▲2.3%)

※ 平成26年度（2014年度）税制改正では、「経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組とともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため」、復興特別法人税を1年前倒しで廃止（平成26年度：▲0.6兆円（平年度：▲1.1兆円））。

平成23年度 税制改正大綱（平成22年12月16日）（抜粋）

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

4. 法人課税

（1）基本的な考え方

デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大することが喫緊の政策課題となっています。こうした観点から、先進国の中で米国と並んで最も高い水準にある我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率について、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）の方針の下、課税ベースの拡大等により財源確保を図りつつ、引下げを行います。厳しい環境に置かれている中小法人に適用される軽減税率も引き下げます。

（後略）

（2）改革の取組み

① 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます。このため、現在30%である法人税率を25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、「日本国内投資促進プログラム」で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながることを期待されます。

税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。

（後略）

（参考）平成23年度税制改正における法人税減税と財源 ※法人税の基本税率1%引下げの減収額が3,000億円である場合の平年度の影響額

（1）法人税の基本税率の引下げ ▲13,500億円

（2）課税ベースの拡大等 + 6,500億円

減価償却制度の見直し（+1,950億円）、欠損金の繰越控除制度の見直し（+2,000億円）、貸倒引当金制度の見直し（+600億円）、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の見直し（+550億円）等

（3）政策減税 ▲ 1,200億円

中小企業者等の軽減税率の引下げ（▲700億円）、雇用促進税制・環境関連投資促進税制等（▲750億円）、租税特別措置の見直し（中小企業関係）（+250億円）

平成28年度 与党税制改正大綱（平成27年12月16日）（抜粋）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

・・・経済の「好循環」を確実なものにするため、税制においても、企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しつつ、法人実効税率の「20%台」への引下げを実現する。

（後略）

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）成長志向の法人税改革

① 法人実効税率「20%台」の実現

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

（中略）

この結果、国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。更に平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保（手元資金）の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保（手元資金）を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

課税ベースの拡大等（平成27・28年度税制改正）

【平成27年度改正】

➤ 欠損金繰越控除制度の見直し

過去の赤字（欠損金）を当期の所得から控除する「欠損金繰越控除制度」について、大法人の控除限度の引下げ。

※ 27年度改正後：控除限度額 所得の80%→~~27~~65%→~~28~~65%→~~29~~50%→~~30~~50%

➤ 受取配当等益金不算入制度の見直し

会社支配目的が乏しく、持株比率が低い株式からの配当を中心に、益金不算入割合を引下げ。

※ 27年度改正後：株式等保有割合5%以下の場合の益金不算入割合を20%に引下げ等

➤ 租税特別措置の見直し

研究開発税制の見直し（税額控除限度額の引下げ・繰越控除制度の廃止）、生産等設備投資促進税制の廃止など。

➤ 外形標準課税の拡大（法人事業税）

法人事業税（地方税）のうち、大法人を対象とした「付加価値」等を課税標準とする外形標準課税の割合の拡大。

※ 27年度改正後：2/8→~~27~~3/8→~~28~~4/8

【平成28年度改正】

➤ 租税特別措置の見直し

生産性向上設備投資促進税制の縮減（27年度末）・廃止（28年度末）や、環境関連投資促進税制の見直しなど。

➤ 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される建物附属設備や建物と同様に長期安定的に使用される構築物の償却方法の定額法への一本化。

➤ 欠損金繰越控除の更なる見直し

法人税改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するために、大法人の控除限度を見直し。

※ 28年度改正後：~~28~~60%→~~29~~55%→~~30~~50%

➤ 外形標準課税の更なる拡大（法人事業税）

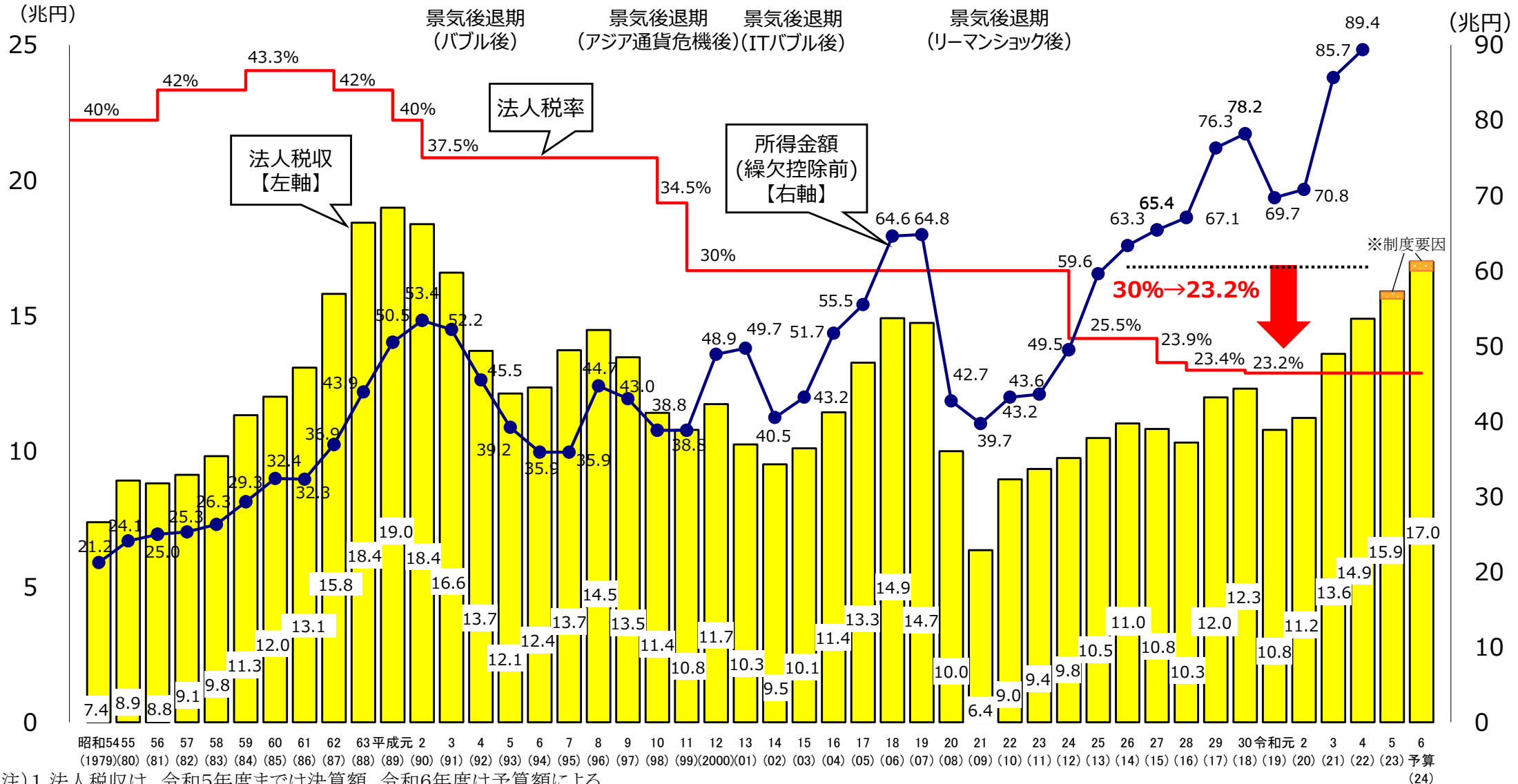
平成27年度改正に引き続き、外形標準課税の割合の拡大。

※ 28年度改正後：~~28~~5/8

法人税収の推移

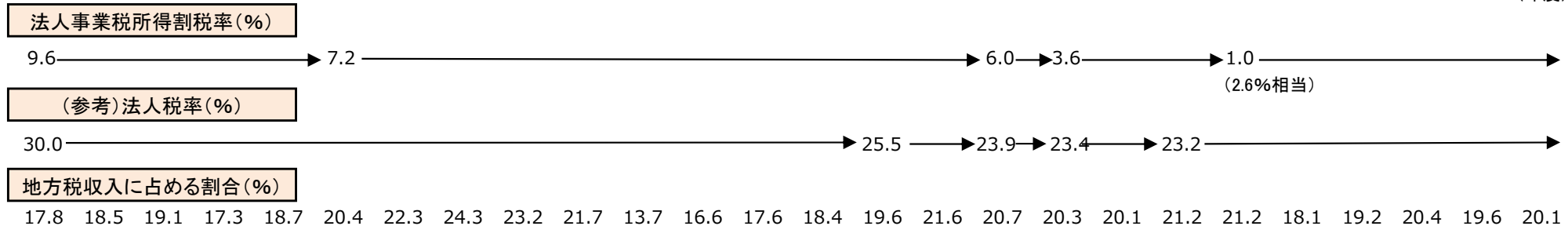
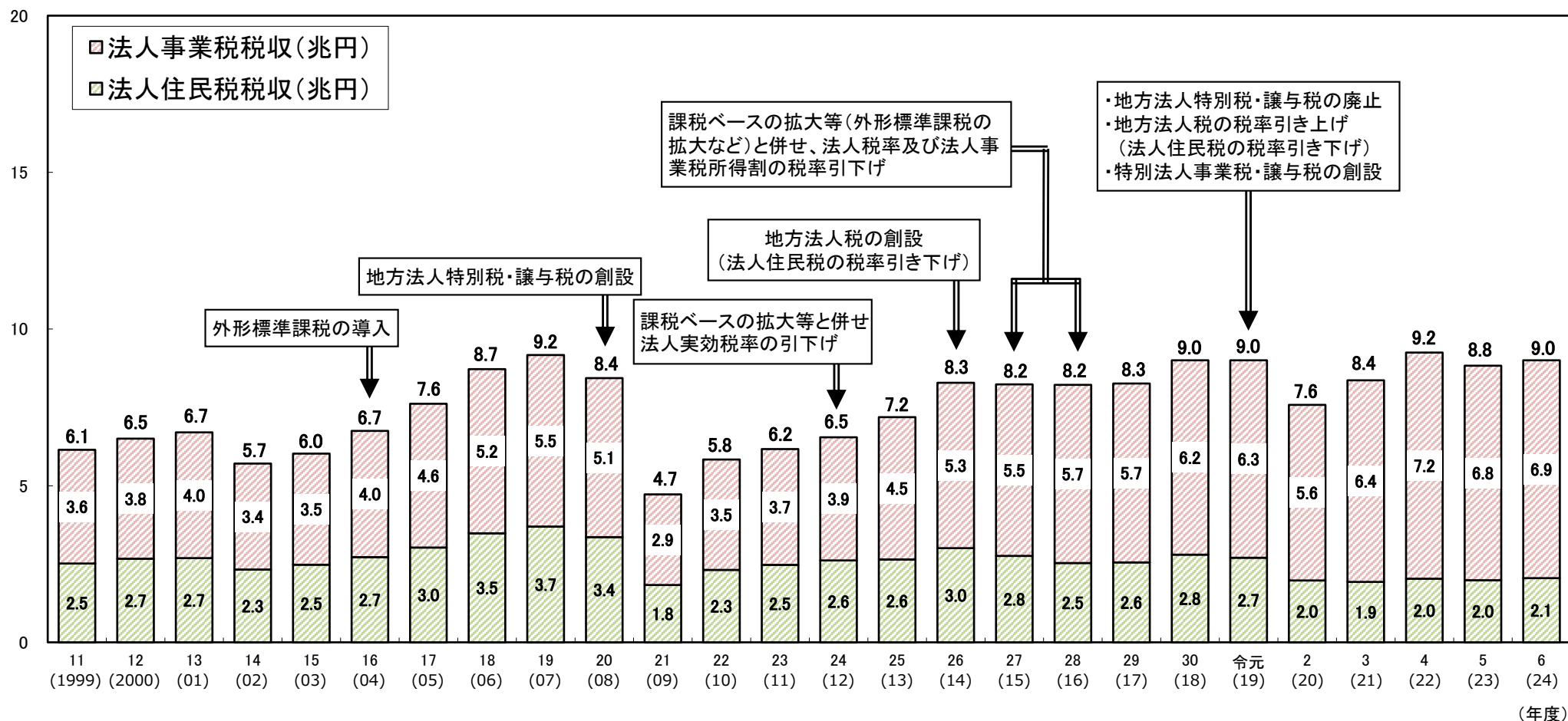
- 近年、法人の所得金額・法人税収はともに増加傾向にあるが、法人税収の伸びは所得金額の伸びに比して小さい。
- その要因には、税率の引下げや租税特別措置の拡充（賃上げ税制の拡充など）による影響が考えられる。

※ 利子・配当に係る源泉所得税に伴う法人税の所得税額控除（平23年度：1.4兆円→令4年度：4.8兆円）の増加などにも留意が必要。



(注) 1.法人税収は、令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額による。
 2.所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年分までは2/1～1/31、平成18年度以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている。
 3.所得税額控除の数値には、控除しきれず還付となった金額を含む。

地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



- (注) 1 令和4年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、令和5年度は推計額(R5.12月時点)及び6年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額である。
 4 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。
 5 法人事業税所得割税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)。

令和6年度 与党税制改正大綱（令和5年12月14日）（抜粋）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

（4）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和4年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。

（中略）

OECD／G20「BEP S包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

第2部 個別税目の現状と課題

IV. 法人課税

1. 法人税

（2）これまでの法人税改革 （企業活動の状況）

・・・国内の企業活動を総じて見てみると、以下のような傾向が見られます。

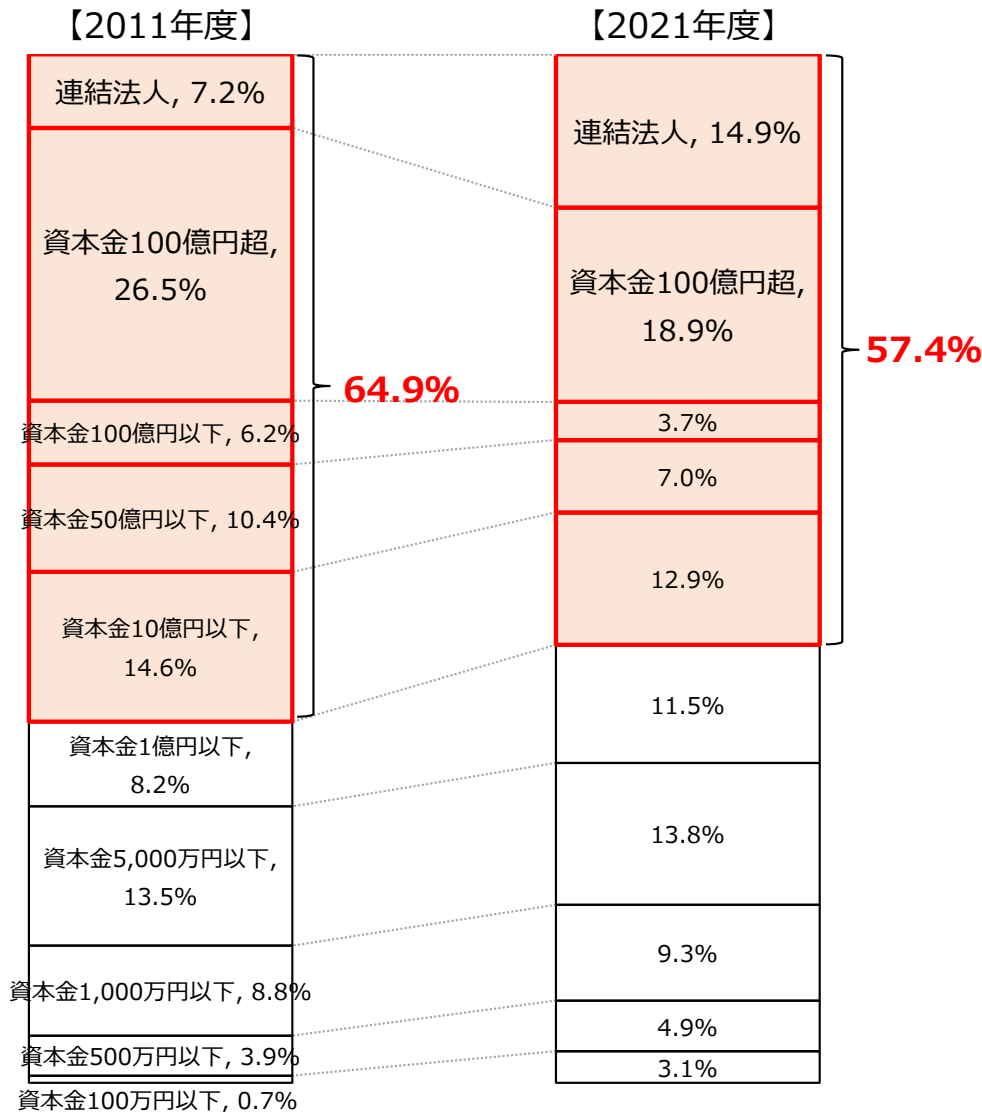
- ・ 設備投資は、全体として増加しているものの、内訳を見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいとなっています。拡大した対外直接投資（海外子会社等）による収益のうち、概ね5割程度が国内親会社に配当として還元されています。
- ・ 人的資本、無形資産への投資の規模は、主要国に見劣りする水準となっています。賃金水準は実質的に見て30年間横ばい状態で、伸び率は他の先進国に比して低迷しています。
- ・ こうした中、利益の増加や高水準の現預金保有を背景として、配当や上場企業による自社株買いといった株主還元が増加傾向にあります。

このような傾向の背景としては、日本企業がより市場に近い海外において生産を行うようになったことや、日本経済が長期にわたりデフレ下で低成長であったことが挙げられ、国内外の経済の構造変化に伴う日本企業の行動変容と考えられます。「成長志向の法人税改革」については、こうした世界的な構造変化の中において、国内における投資を活性化させるという点に関し、どのような効果を有したか、今後客観的・実証的な検証が求められます。

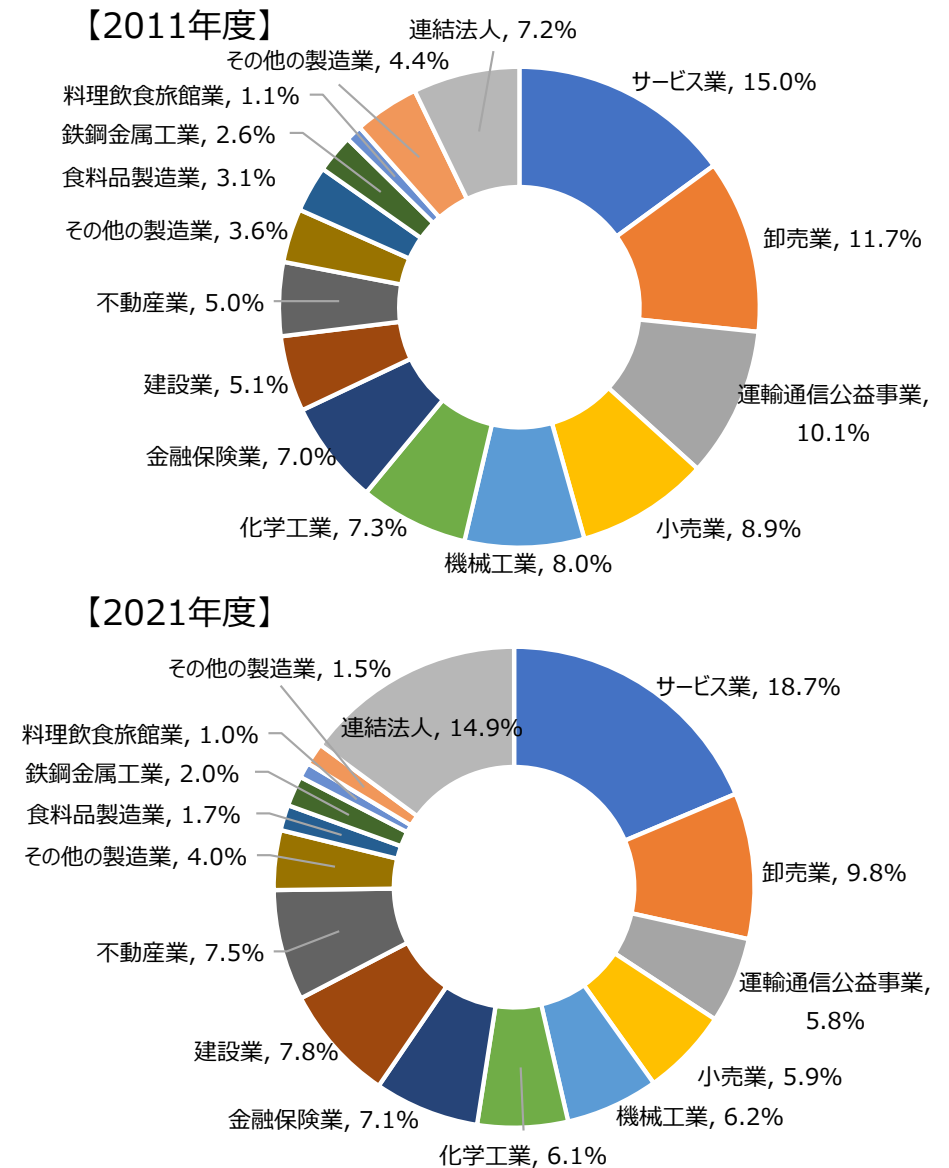
法人税の納付主体の変化

- 法人税の納付主体について10年前と比較すると、資本金階級別では大法人の割合が7 %pt (64.9%→57.4%) 程度低下する変化がある一方、業種別では大きな変化は見られない。

＜資本金階級別の法人税額＞



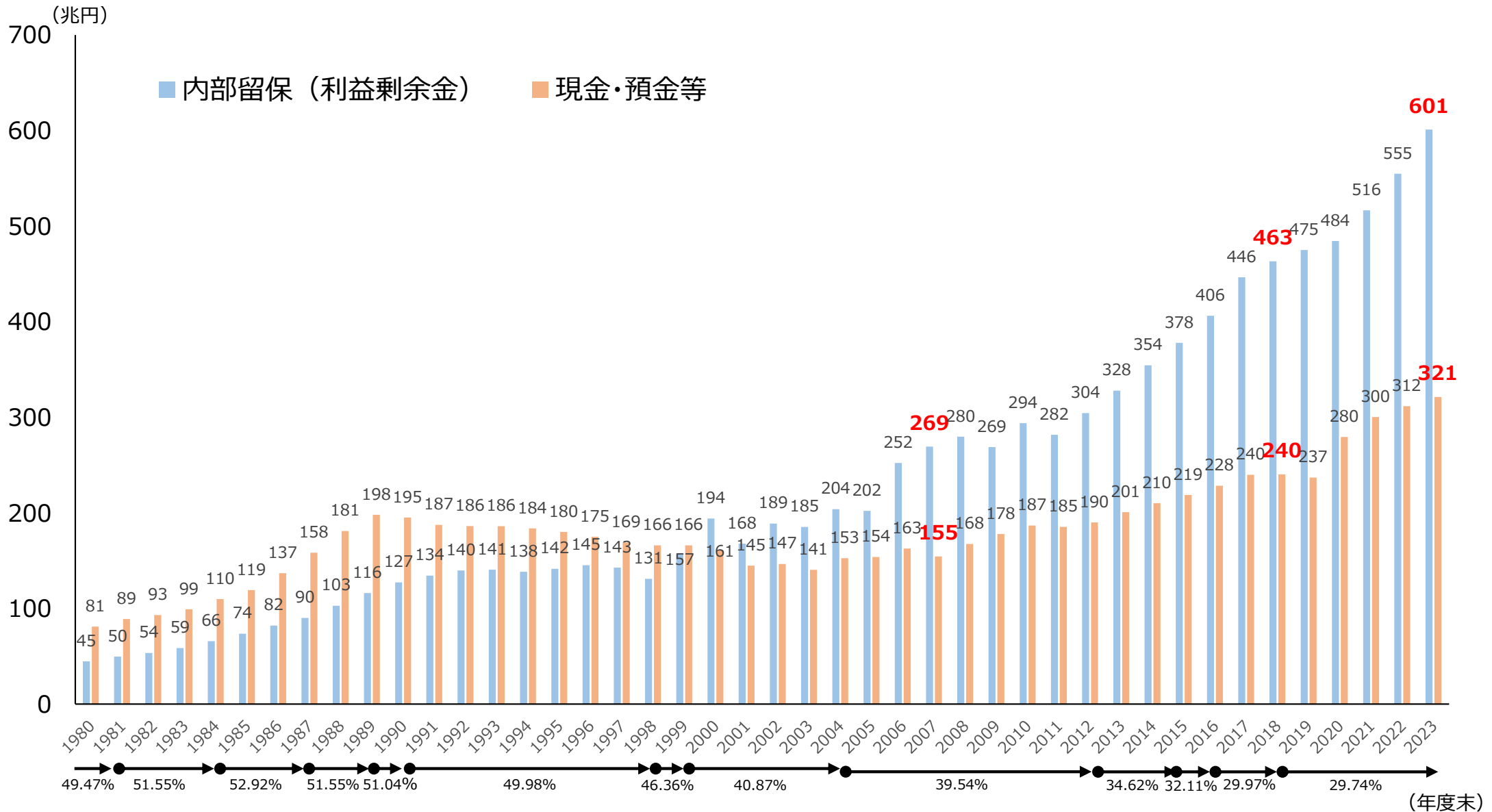
＜業種別の法人税額＞



(出所) 国税庁「会社標本調査(令和3年度分)」等。
 (注)「連結法人」は、便宜上、大法人としてカウントしている。

利益剰余金及び現金・預金等の推移

○ リーマン・ショック以降、内部留保（利益剰余金）、現金・預金等は増加傾向にある。

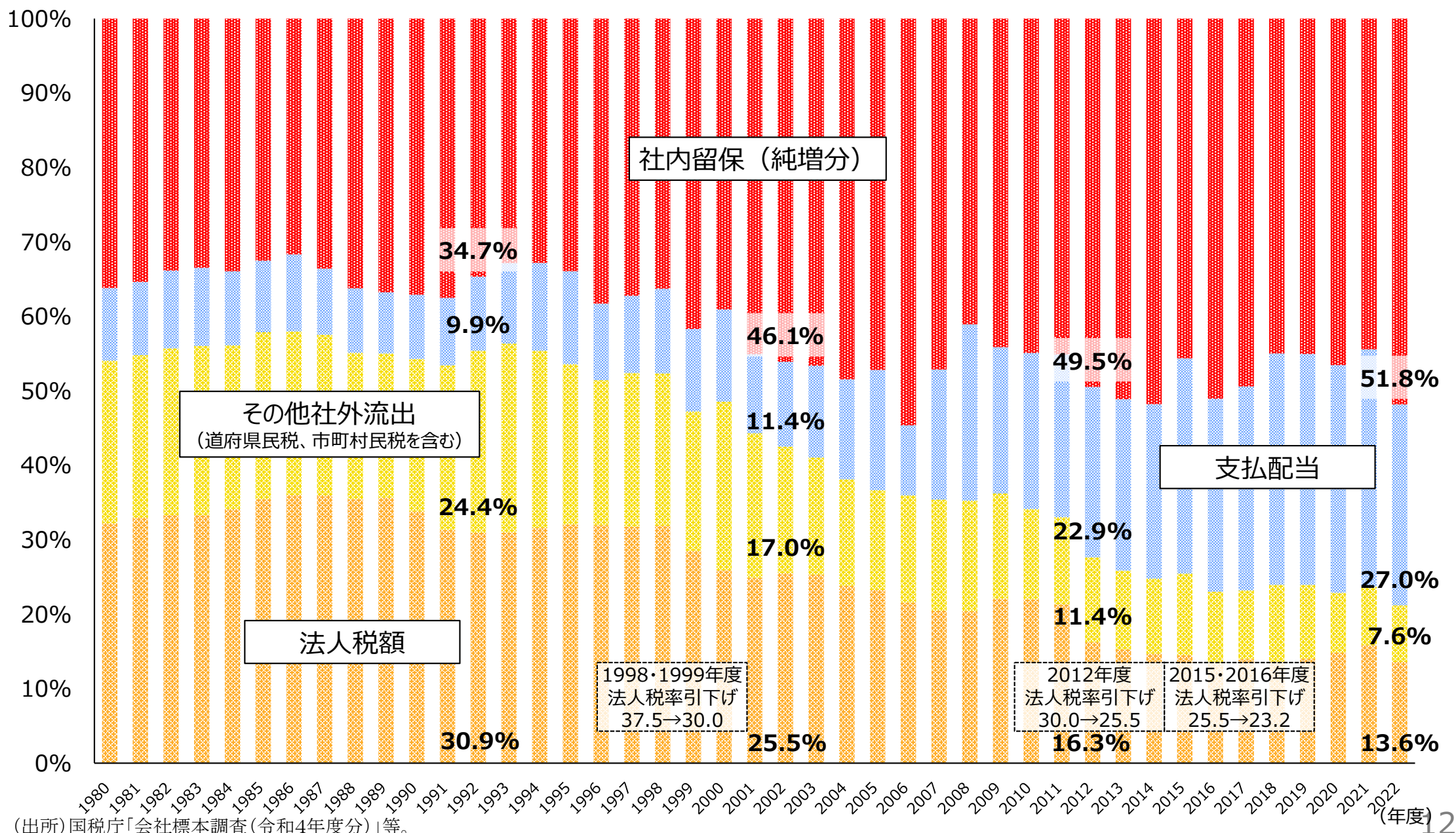


(出所) 財務省「法人企業統計年報」。

(注) 全規模・全産業(金融・保険業除く)の数値。「現金・預金等」は現金・預金と有価証券(流動資産)の合計。

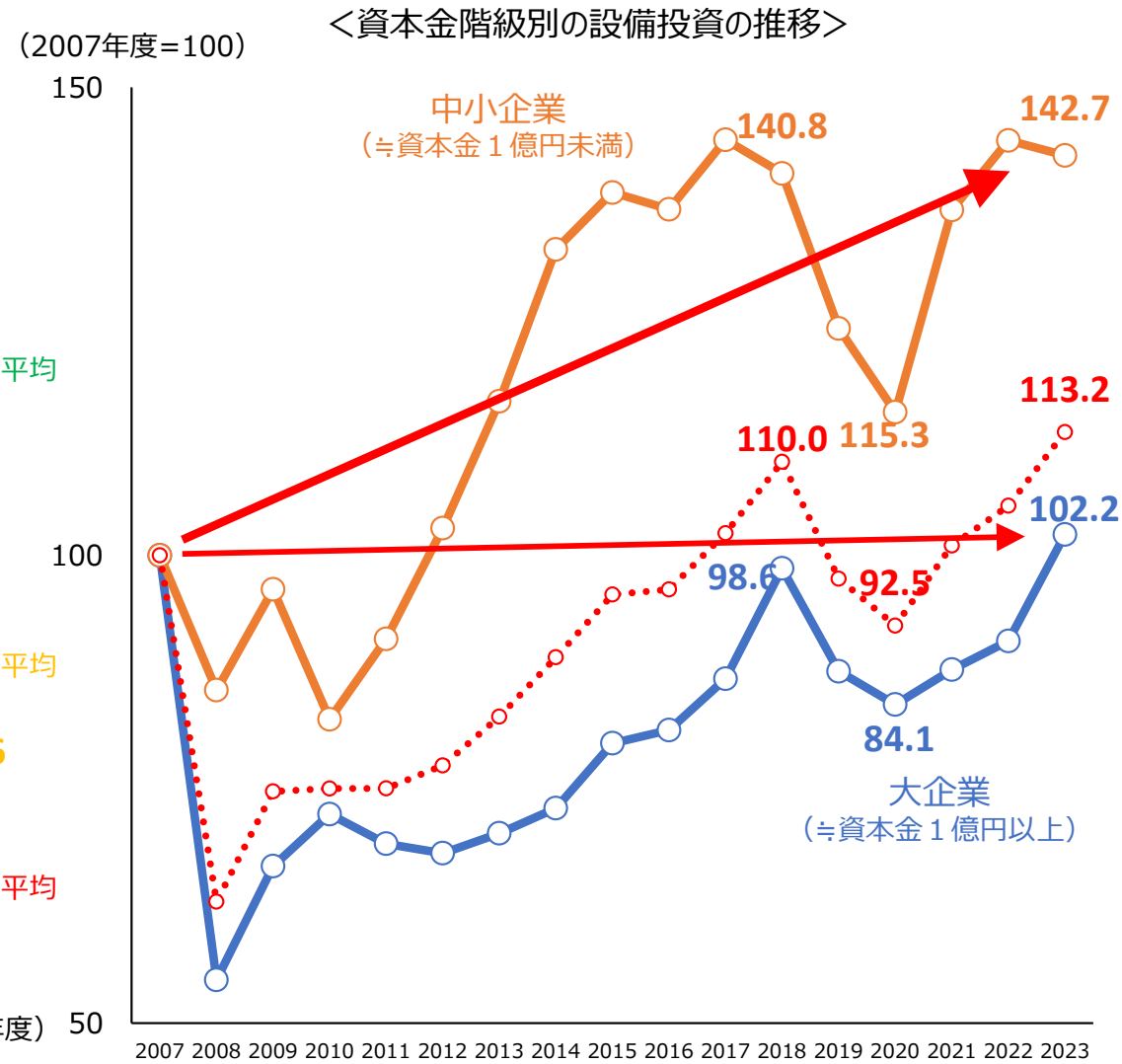
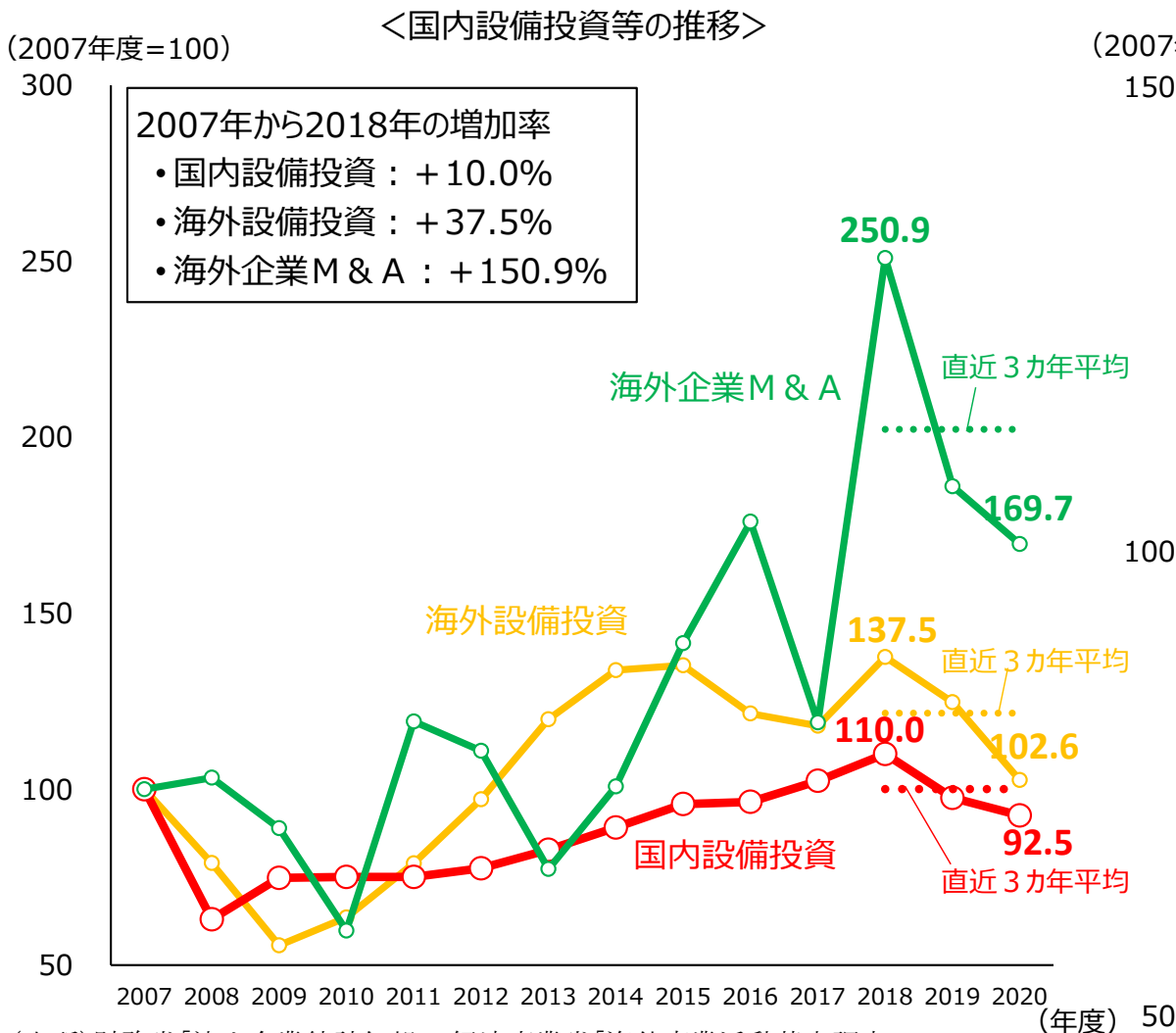
利益計上法人の利益処分の推移

○ 利益の処分状況を見ると、法人税等の割合が低下している一方、社内留保（純増）や支払配当の割合は上昇している。



投資の動向

- リーマンショック後、海外設備投資や海外企業M & Aは大きく増加しているが、国内設備投資の伸びは大きくない。
- 国内設備投資の動向を大法人・中小法人に分けて見ると、特に、近年の法定税率の引下げにより投資の増加を期待された大法人の動きが鈍い。



(出所) 財務省「法人企業統計年報」、経済産業省「海外事業活動基本調査」、Bloomberg。
 (注1) 国内設備投資＝土地を除く有形固定資産の増減額+減価償却費+特別減価償却費。
 (注2) M&Aは日本企業による外国企業の買収が対象。

(出所) 財務省「法人企業統計年報」。 ※金融・保険業を除く全産業。

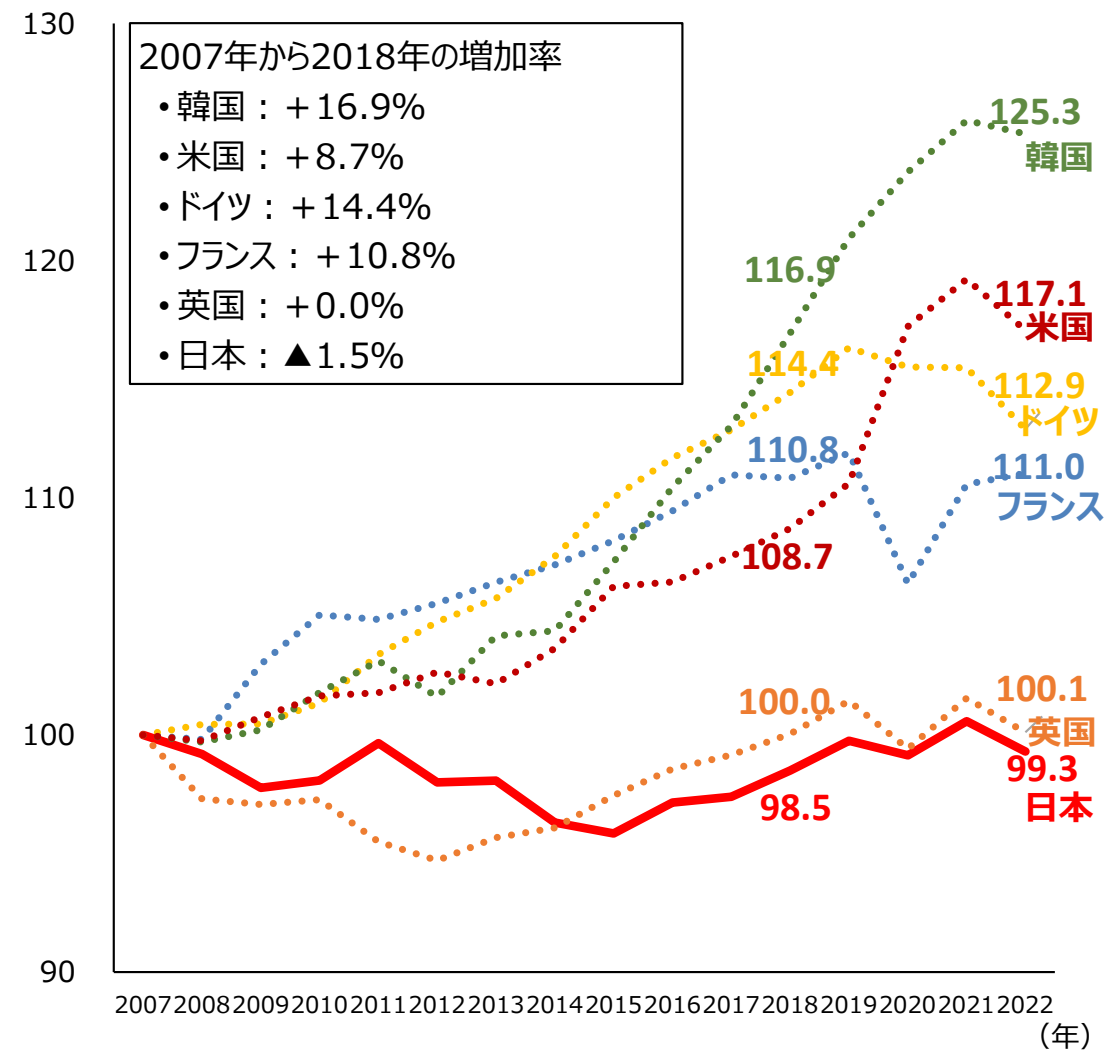
賃金の動向

- リーマンショック以降、諸外国の賃金水準が継続的に増加傾向にある中、我が国の賃金水準は低迷してきた。
- 賃上げの動向を規模別に見ると、特に、500人以上の比較的規模の大きな事業所において、動きが鈍い。

※ 賃上げ促進税制の適用額(=減収額)は、令和4年度実績で5,150億円。令和6年度税制改正の効果が完全に発現すれば、減収額は約1.3兆円となる見込み。

＜平均賃金の推移の国際比較＞

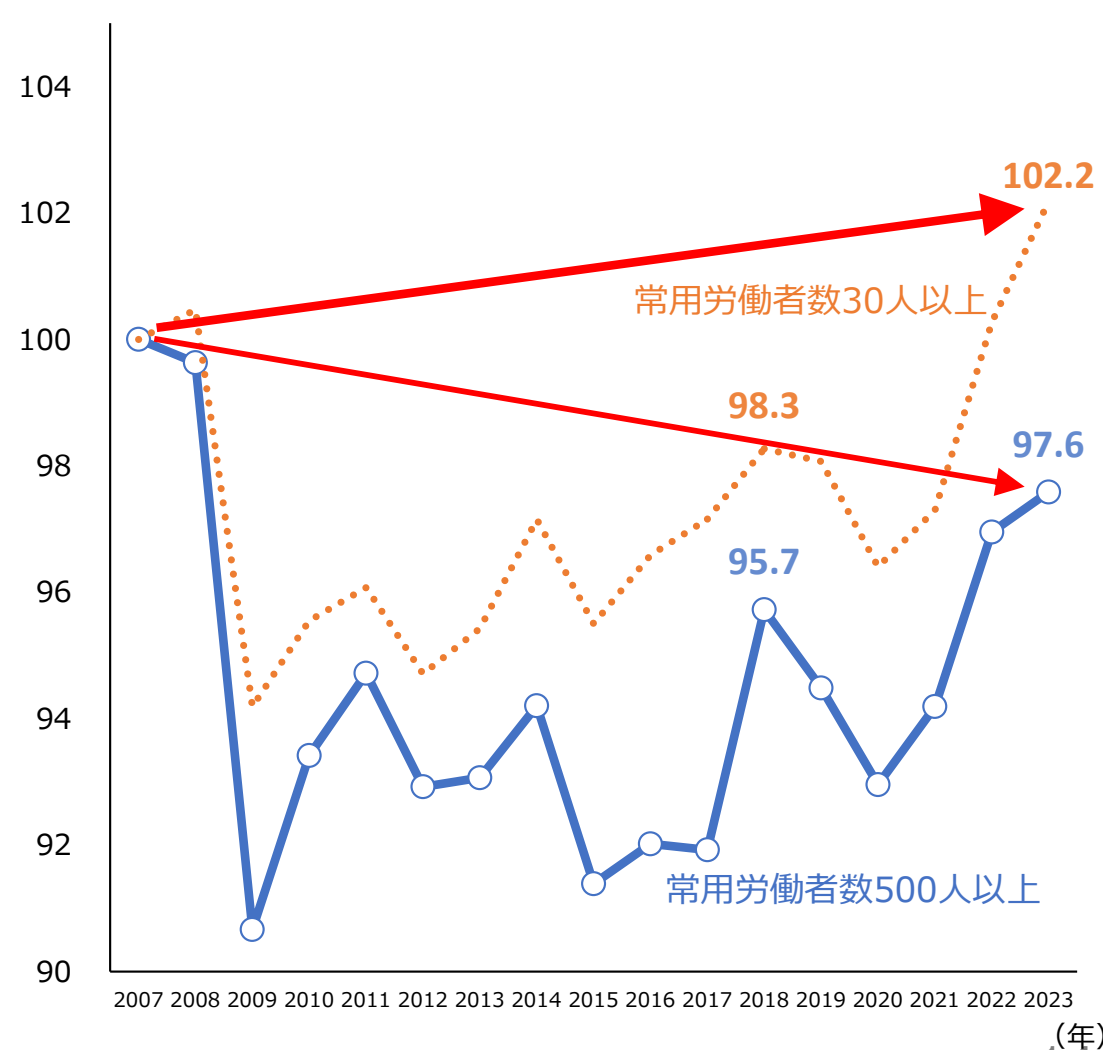
(2007年=100)



(出所) OECD database (注) 購買力平価実績ベース。

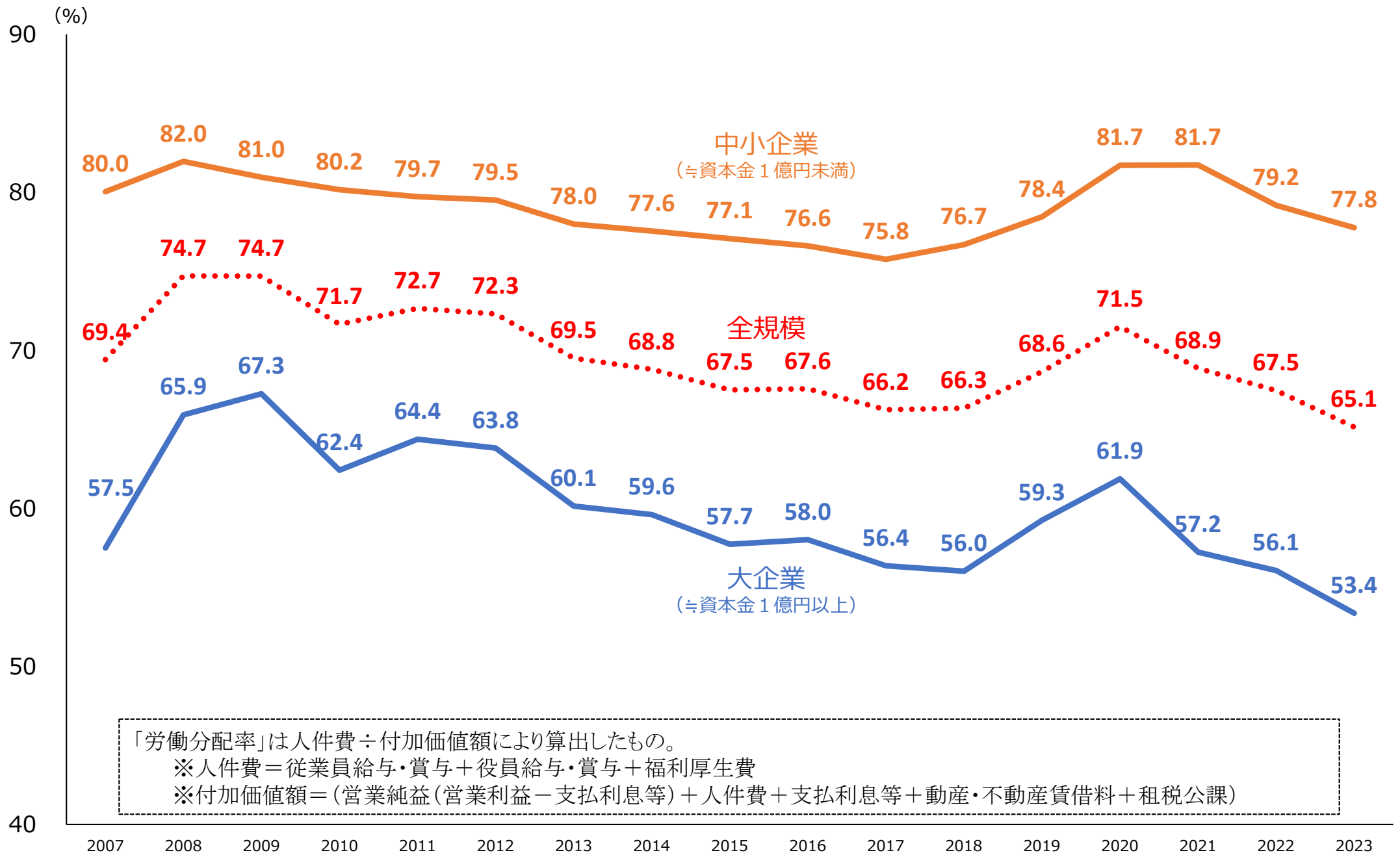
＜事業所規模別の賃金（万円／月）の推移＞

(2007年=100)



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」。

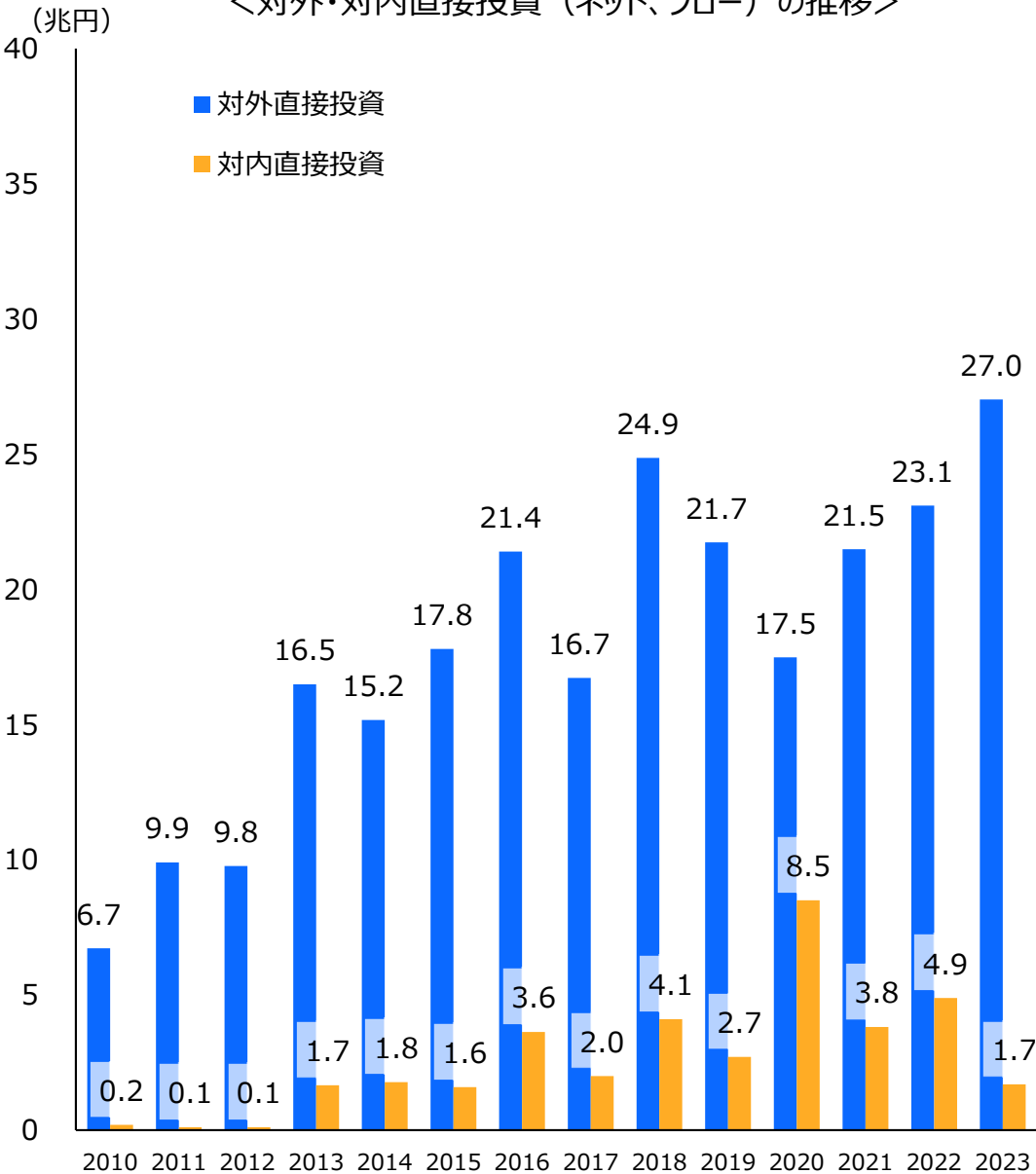
労働分配率の推移



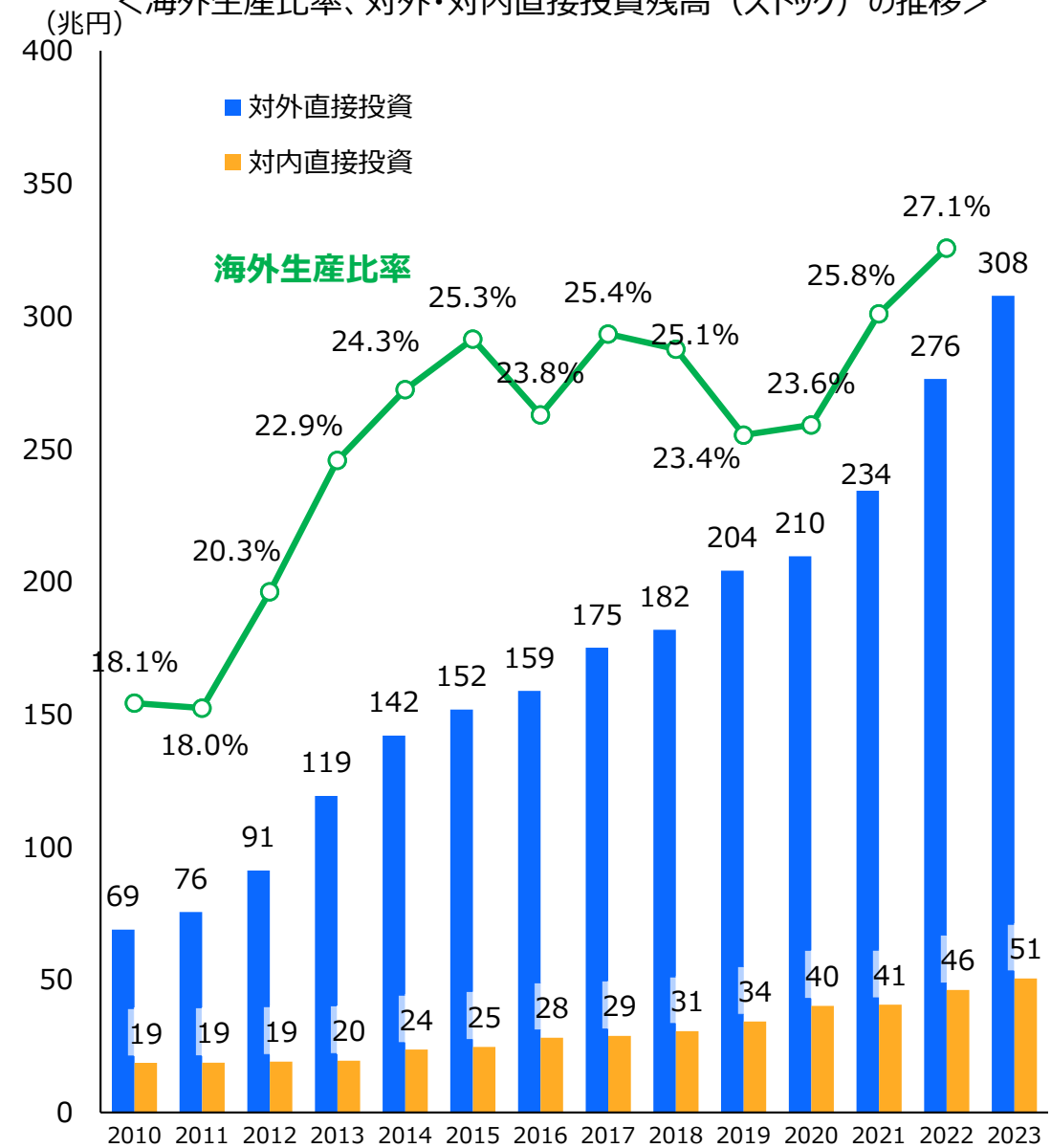
直接投資の動向

○ 過去15年間、対外直接投資が大きく増加する一方、対内直接投資は伸び悩み、結果として、海外生産比率も上昇傾向にある。

＜対外・対内直接投資（ネット、フロー）の推移＞



＜海外生産比率、対外・対内直接投資残高（ストック）の推移＞



(出所) 海外生産比率: 経産省「海外事業活動基本調査概要」、直接投資: 財務省「本邦対外資産負債残高」。

(注) 国内全法人ベースの海外生産比率 = 現地法人(製造業)売上高 / (現地法人(製造業)売上高 + 国内法人(製造業)売上高) × 100。

- 1990年代後半以降、有形固定資産の比率が低下するのとはほぼ時期を同じくして投資有価証券の比率が上昇傾向で推移しており、2010年代後半には両者の比率が逆転するに至っている。このことは、過去四半世紀ほどの期間において、企業部門は、国内での設備投資を抑制する一方で、より市場の拡大が見込まれる海外において、現地法人の設立やM & A等による生産・販売拠点の拡大に積極的に取り組んできたことを示している。企業規模別にみると、こうした動きは主として大・中堅企業において顕著であり、海外向け投資の拡大が、配当金を通じた営業外収益の増加という形で、経常利益を支えてきた面がある。
- また、総資産に対する現金・預金の比率についても、2000年代半ばから上昇に転じている。企業規模別にみると、大・中堅企業においても緩やかに増加しているが、特に、1990年代後半以降の中小企業における現金・預金の蓄積が著しいことがわかる。規模が小さく経営資源に制約がある中小企業では、一般的に、大・中堅企業に比べて海外展開が難しく、したがって、投資有価証券よりは現金・預金での蓄積が進んだものと考えられる。こうした現金・預金の蓄積により、企業の短期的な支払能力を計る尺度である手元流動性も2000年代半ば以降上昇している。収益の増加に比して賃金や国内向け投資を抑制してきた結果であるほか、リーマンショックやコロナ禍によって売上が急減するなど経済的な危機を経験する中で、手元流動性を多く確保しておくといった企業行動も表れていると考えられる。
- このように、企業は自己資本の増加を通じて財務基盤を強化する中で、資金の運用面では、海外投資（投資有価証券の増加）と現金・預金を拡大させる一方、国内向け設備投資（土地を除く有形固定資産）は総じて抑制してきた。

法人税が設備投資に与える影響の論理的枠組み (Summers 1981)

- 内容：「投資減税（税額控除）」と「法人税率引下げ」が株価と設備投資に及ぼす影響を推定
- 結果：「投資減税」と「法人税率引下げ」は、いずれも資本ストックの増加と株価の上昇につながるが、「法人税率引下げ」のケースでは資本ストックの増加率よりも株価の増加率が高い。「法人税率引下げ」のケースでは、税率引下げが設備の特別償却等の価値を引き下げ、新しい資本の税引後コストが上昇するため、資本ストックの増加率が抑制的になる。

設備投資を促進する政策としては、新規の設備投資を増やすことに加えて既存の資本からの棚ぼた的利益を減らすことも重要。設備投資を促進するには、「法人税率引下げ」ではなく「投資減税（税額控除または特別償却）」により、設備投資へのインセンティブ付与にフォーカスし、新規の資本財の実質的な購入価格を引き下げることが有効である（法人税率の引下げは、既存資本の所有者に棚ぼた的利益をもたらす）。また、税制改正の効果はアナウンスメントの方法やタイミングに大きく左右される。

Table 8. Comparison of an Immediate and an Anticipated Increase in the Investment Tax Credit^a
Percent

投資減税（税額控除）のケース

Year	Immediate			Anticipated		
	$\Delta(V/p)$	ΔI	ΔK	$\Delta(V/p)$	ΔI	ΔK
1	4.8	5.3	0.0	2.9	0.3	0.0
5	5.2	6.0	1.4	2.8	0.3	0.3
10	5.5	6.5	1.4	3.2	0.6	0.6
15	5.9	6.9	2.0	5.3	6.2	0.9
20	6.2	7.4	2.6	5.6	6.6	1.6
50	6.2	9.4	5.4	7.0	8.8	4.5
Steady state	8.4	11.2	7.7	8.1	10.7	7.0
	9.1	12.2	9.4	8.9	11.8	8.9
	11.5	16.2	15.3	11.4	16.1	15.1
	12.4	17.3	17.3	12.4	17.3	17.3

Source: Simulations by the author.

a. In both simulations the investment tax credit is doubled, with its effective rate rising from 0.056 to 0.112. The anticipated change takes place four years after announcement. The numbers in the table are percentage deviations from steady state with 8 percent inflation.

Table 9. Comparison of an Immediate and an Anticipated Reduction of the Corporate Tax Rate^a
Percent

法人税率引下げのケース

Year	Immediate			Anticipated		
	$\Delta(V/p)$	ΔI	ΔK	$\Delta(V/p)$	ΔI	ΔK
1	13.3	3.2	0.0	10.5	6.0	0.0
5	13.5	3.4	0.0	6.9	0.8	0.8
10	13.7	3.7	0.8	7.8	1.5	1.5
15	13.8	3.9	1.1	14.5	4.7	2.3
20	14.0	4.2	1.4	14.6	4.9	2.6
50	14.7	5.2	2.4	15.1	5.9	3.9
Steady state	15.3	6.2	4.2	15.6	6.8	5.0
	15.7	6.7	5.1	15.9	7.1	5.7
	16.9	8.7	8.1	17.0	8.8	8.2
	17.4	9.0	9.0	17.4	9.0	9.0

Source: Simulations by the author.

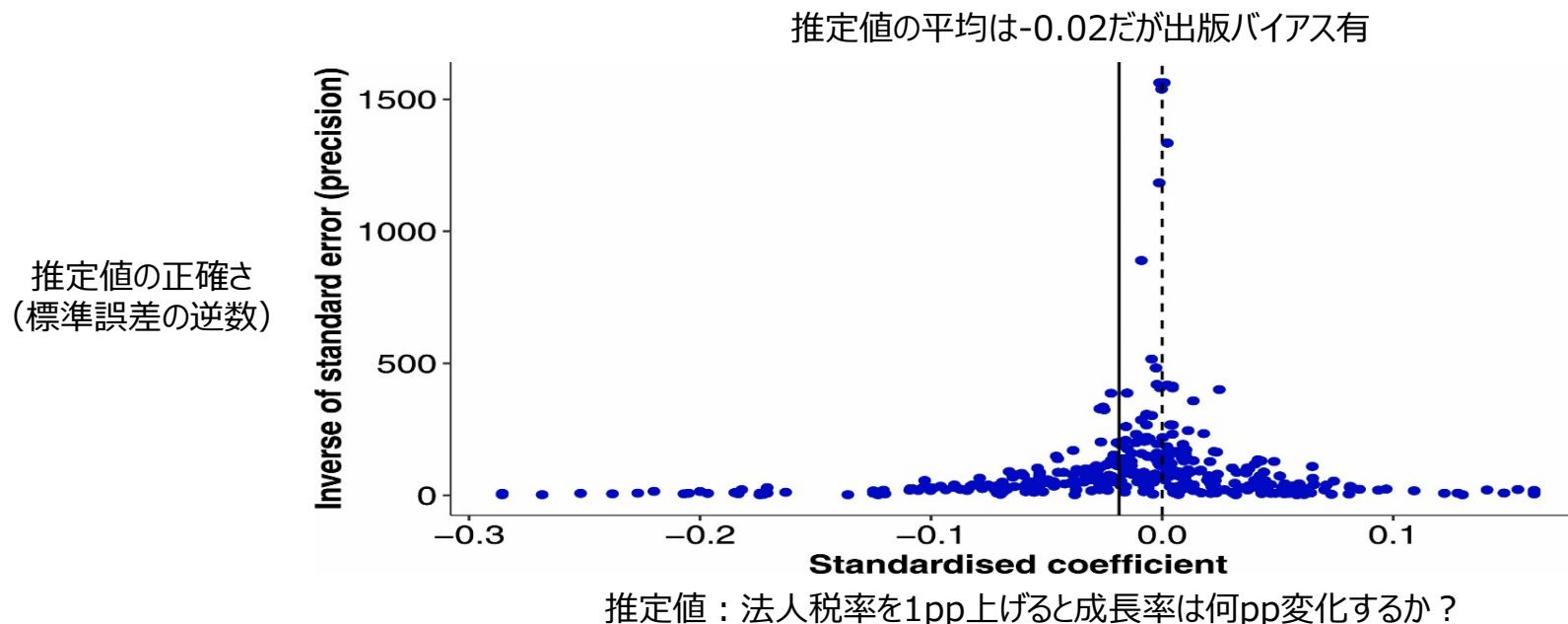
a. In both simulations the corporate tax rate is reduced from 0.46 to 0.40. The anticipated change takes place four years after announcement. The numbers in the table are percentage deviations from steady state with 8 percent inflation.

法人税率が成長率に与える影響のメタアナリシス (Gechert and Heimberger 2022)

- 内容：法人税率が成長率に及ぼす影響に関する42の研究（441の推定値）のメタアナリシス（the first comprehensive quantitative survey of the existing econometric literature）を実施
- 結果：推定値の平均をみると、法人税率を1 pp上げると成長率を0.02pp下げることが示唆されるが、これは全て出版バイアスによるものであり、この影響を除けば、法人税率が成長率に影響を及ぼしているというエビデンスは得られない。この結果は、法人税率と成長率は必ずしも負の関係にあるわけではないとする近年の理論研究と整合的である。

興味深いことに、より近年の実証研究になればなるほど、法人税減税にはより一層弱い成長促進効果しか見出さない傾向にある。

法人税率の引上げは、（それを財源とする）予算措置を組み合わせると成長率に正の影響がありうる。これは、法人税増税と生産的な公共財増加の組み合わせが成長を促進しうる、また、法人税減税が公共財減少を伴うことで成長を阻害しうるというJones et al. (1993)やAghion et al. (2016)の予測と整合的である。



投資の法人税率に対する感応度の変化 (Hanappi et al. 2023)

- 内容：企業・産業レベルのクロスカントリーのパネルデータ等を用いて、法人税率が投資に及ぼす影響を推定
- 結果：2008年までとは異なり、2009年以降は、法人税率（限界税率及び平均税率）が投資に与える影響は著しく低下し、大きな影響を及ぼしていない。特に、法定税率の引下げを通じた投資促進は、従来考えられていたよりもあまり効果的ではないかもしれない。

法人税が投資に与える影響は企業（の性質）によって違いが見られ、世界金融危機後のマクロ経済環境の変化（例：市場の寡占化、金融規制の強化）や企業構成の変化などが影響している可能性がある。2009年以降は、大企業（雇用者が250人以上）、多国籍企業、無形資産を多く保有する企業（総資産の10%以上）、高収益な企業（PBT 10%以上）は、それらに該当しない企業と比べて、法人税に対してより不感応であり、法人税減税によって、大企業等が投資をけん引するようにはならない。

法定税率の一律引下げは制限（limit）する必要がある。コストパフォーマンスが悪い。政策上の正当性と強力な執行体制等があるならば、十分に的を絞った税制上の支援が検討に値する。

推定値：法人税率が1 pp上がると投資率（投資÷付加価値）は何pp下がるか？

	2008年以前	2009年以降
限界税率	-0.037	-0.003
平均税率	-0.079	0.002

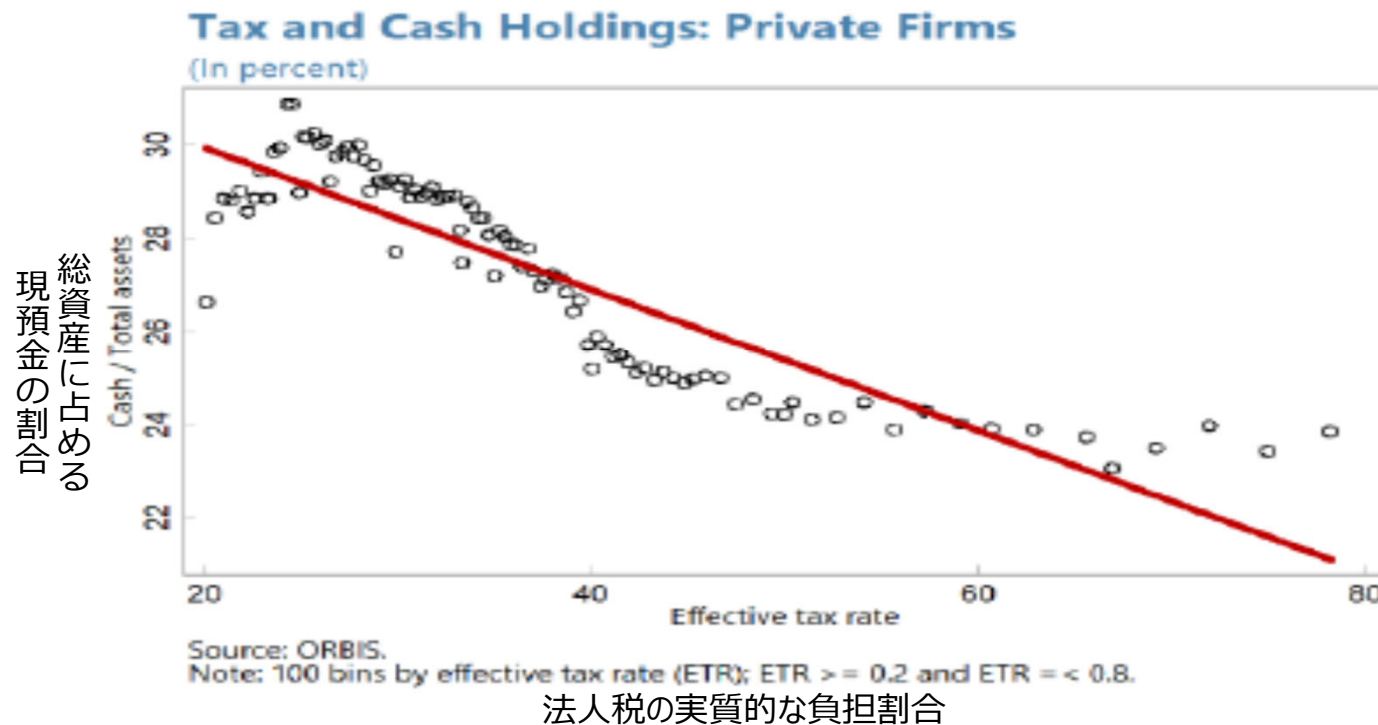
（注）Table 1の2列目の結果を転記している。2009年以降の推定値は、報告されている税率の係数と税率と2009年以降ダミーの交差項の係数を単純に足したもの。なお、サンプルの設備投資率の平均は13%。

日本における法人税負担の軽減の帰結 (Kim et al. 2023)

- 内容：企業レベルのパネルデータを用いて、法人税の実質的な負担割合（税額÷税引前所得）が、現預金保有及び投資に及ぼす影響を推定
- 結果：法人税負担の軽減は、企業の収益を改善させたが、投資を増加させるのに効果的ではなかった。企業は、投資や賃金を増加させず、現預金保有に回した。

財政コストや既に積み上がった公的債務を考えれば、今後は、幅広い法人税減税には慎重になるべき。

企業における法人税の実質的な負担割合と現預金保有の関係

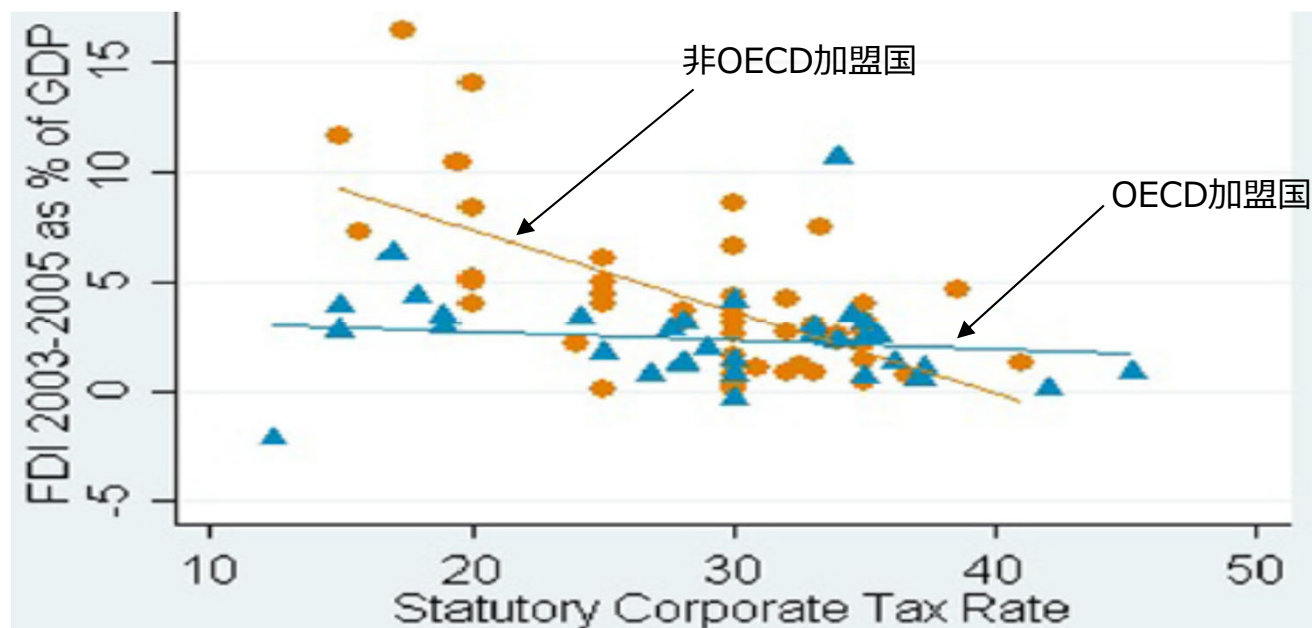


法人税が直接投資に与える影響の異質性 (More et al. 2020)

- 内容：クロスカントリーのパネルデータを用いて、法人税が海外直接投資に与える影響を推定
- 結果：受入国の税制は海外直接投資の流入に大きく影響するが、それは非OECD諸国に限られる。例えば、初年度の法人税率を10%pp引き上げると、非OECD諸国では海外直接投資の流入を3.4～1.9%pp減少させるが、OECD諸国ではその効果は無効である。

概してOECD加盟国は高い水準の制度 (a higher level of institutional quality) を有しており、そのような要素が海外直接投資の流入に重要な可能性がある。国ごとの異質性を考慮に入れないと、OECD諸国（非OECD諸国）の海外直接投資の流入に対する法人税の影響の推定値に上方（下方）のバイアスがかかる。

法定税率と海外直接投資（GDP比）の関係



G 7 諸国のパネルデータ（2000～2023年）を用いた回帰分析

- G 7 諸国の近年のパネルデータを用いて設備投資、賃金、対内直接投資の決定要因を分析すると、いずれについても、「法定税率」は有意な変数とはならなかった。

<設備投資の決定要因>

<賃金の決定要因>

<対内直接投資の決定要因>

設備投資（対数） = $\alpha + \beta_n$ 各説明変数_n + ε
※固定効果（時間、国）モデル

賃金（対数） = $\alpha + \beta_n$ 各説明変数_n + ε
※固定効果（時間、国）モデル

対内直投（対数） = $\alpha + \beta_n$ 各説明変数_n + ε
※固定効果（時間、国）モデル

	(1)	(2)	(3)
法定税率	-0.006 (0.009)	-0.004 (0.010)	0.001 (0.004)
完全失業率		-0.030 (0.018)	
名目GDP(対数)			1.095*** (0.113)
物価上昇率		-0.065** (0.024)	-0.005 (0.022)
長期金利		-0.022 (0.026)	-0.002 (0.013)
R-squared	0.976	0.984	0.996
Adjusted R-squared	0.971	0.979	0.995
Number of observations	161	159	159

	(1)	(2)	(3)
法定税率	-0.004 (0.006)	-0.005 (0.005)	0.003 (0.002)
完全失業率		-0.009** (0.004)	
名目GDP(対数)			0.916*** (0.066)
物価上昇率		-0.055** (0.018)	-0.013 (0.008)
パートタイム比率		-0.027 (0.015)	0.011 (0.006)
R-squared	0.851	0.915	0.992
Adjusted R-squared	0.818	0.892	0.989
Number of observations	161	150	150

	(1)	(2)	(3)
法定税率	0.013 (0.020)	0.019 (0.023)	0.016 (0.031)
完全失業率		-0.098* (0.049)	
名目GDP(対数)			1.757 (1.514)
物価上昇率		-0.010 (0.154)	0.027 (0.138)
長期金利		-0.026 (0.101)	-0.107 (0.119)
為替レート		-0.183** (0.050)	-0.191*** (0.047)
R-squared	0.738	0.791	0.789
Adjusted R-squared	0.632	0.681	0.678
Number of observations	84	82	82

(出所) OECD Data Explorer。

(注1) サンプル期間は、2000-2023年。ただし、データが不完全な年は除外している。

(注2) *, **, ***は、それぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。

我が国の設備投資及び賃金に係る回帰分析（時系列データ）

○ 我が国のマクロの時系列データを用いて設備投資及び賃金の決定要因を分析すると、いずれについても、「法定税率」は有意な変数とはならなかった。設備投資や賃上げの促進には、マクロ経済環境の改善が有効だと考えられる。

<設備投資の決定要因>

設備投資（対数） = $\alpha + \beta_n$ 各説明変数_n + ε

<賃金の決定要因>

賃金（対数） = $\alpha + \beta_n$ 各説明変数_n + ε

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
法定税率	-0.005 (0.012)	-0.004 (0.013)	-0.014 (0.013)	-0.014 (0.011)	-0.014 (0.011)	法定税率	0.004 (0.003)	0.001 (0.002)	0.000 (0.002)	0.000 (0.002)	0.001 (0.002)
景気動向指数 (DI)		0.002 (0.002)	0.003 (0.002)	0.002 (0.002)	0.002 (0.002)	物価上昇率		0.012*** (0.002)	0.011*** (0.002)	0.011*** (0.002)	0.011*** (0.002)
長期金利		0.027 (0.043)	0.022 (0.041)	0.030 (0.042)	0.030 (0.042)	完全失業率		-0.011 (0.010)	-0.014 (0.011)	-0.004 (0.013)	-0.009 (0.014)
物価上昇率			0.032** (0.013)	0.023* (0.012)	0.023* (0.012)	パートタイム比率			-0.002 (0.004)	-0.005 (0.004)	-0.008* (0.004)
経済ショック				-0.142 (0.104)	-0.141 (0.106)	経済ショック				-0.023* (0.011)	-0.022** (0.010)
設備投資税制					0.009 (0.028)	賃上げ税制					-0.011* (0.006)
R-squared	0.003	0.077	0.172	0.273	0.274	R-squared	0.047	0.576	0.504	0.560	0.597
Adjusted R-squared	-0.022	0.006	0.085	0.175	0.153	Adjusted R-squared	0.024	0.543	0.445	0.494	0.522
Number of observations	43	43	43	43	43	Number of observations	43	43	39	39	39

(出所) 財務省「法人企業統計年報」等。 ※金融・保険業を除く全産業。
(注1) サンプル期間は、1981-2023年。ただし、データが不完全な年は除外している。
(注2) *, **, ***は、それぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。
(注3) 変数が非定常な場合には、前期との階差を使用している。

(補足) 我が国の設備投資及び賃金に係る回帰分析 (時系列データ)

○ 回帰係数に変動はあるが、前スライドの結果は、サンプルの対象期間や対象となる法人の規模を変更した場合でも、概ね妥当する。

<設備投資の決定要因>

$$\text{設備投資 (対数)} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	全規模			大法人	中小法人
	1981-2023	1990-2023	2004-2023	2004-2023	2004-2023
法定税率	-0.014 (0.011)	-0.013 (0.011)	-0.001 (0.010)	0.010 (0.013)	-0.023 (0.013)
景気動向指数 (DI)	0.002 (0.002)	0.003 (0.002)	0.004** (0.002)	0.005* (0.002)	0.003** (0.001)
長期金利	0.030 (0.042)	0.043 (0.060)	0.305** (0.138)	0.444** (0.174)	0.026 (0.146)
物価上昇率	0.023* (0.012)	0.018 (0.014)	-0.012 (0.023)	-0.027 (0.028)	0.017 (0.021)
経済ショック	-0.141 (0.106)	-0.137 (0.103)	-0.157** (0.069)	-0.207** (0.085)	-0.046 (0.072)
設備投資税制	0.009 (0.028)	0.021 (0.036)	0.073 (0.064)	0.103 (0.076)	0.013 (0.059)
R-squared	0.274	0.283	0.658	0.668	0.293
Adjusted R-squared	0.153	0.123	0.501	0.514	-0.033
Number of observations	43	34	20	20	20

<賃金の決定要因>

$$\text{賃金 (対数)} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	全規模			大法人	中小法人
	1981-2023	1990-2023	2000-2023	2000-2023	2000-2023
法定税率	0.001 (0.002)	0.000 (0.002)	0.001 (0.003)	0.003 (0.004)	-0.001 (0.003)
物価上昇率	0.011*** (0.002)	0.011*** (0.002)	0.008*** (0.003)	0.005 (0.003)	0.009*** (0.003)
完全失業率	-0.009 (0.014)	-0.010 (0.014)	-0.011 (0.017)	-0.034* (0.017)	-0.016 (0.018)
パートタイム比率	-0.008* (0.004)	-0.007 (0.004)	0.000 (0.005)	0.001 (0.007)	-0.004 (0.005)
経済ショック	-0.022** (0.010)	-0.018* (0.010)	-0.015 (0.015)	-0.015 (0.017)	-0.015 (0.015)
賃上げ税制	-0.011* (0.006)	-0.008 (0.006)	0.001 (0.009)	-0.002 (0.012)	-0.003 (0.008)
R-squared	0.597	0.600	0.548	0.564	0.572
Adjusted R-squared	0.522	0.512	0.389	0.410	0.421
Number of observations	39	34	24	24	24

(出所) 財務省「法人企業統計年報」等。 ※金融・保険業を除く全産業。
 (注1) サンプル期間は、1981-2023年。ただし、データが不完全な年は除外している。
 (注2) *, **, ***は、それぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。
 (注3) 変数が非定常な場合には、前期との階差を使用している。

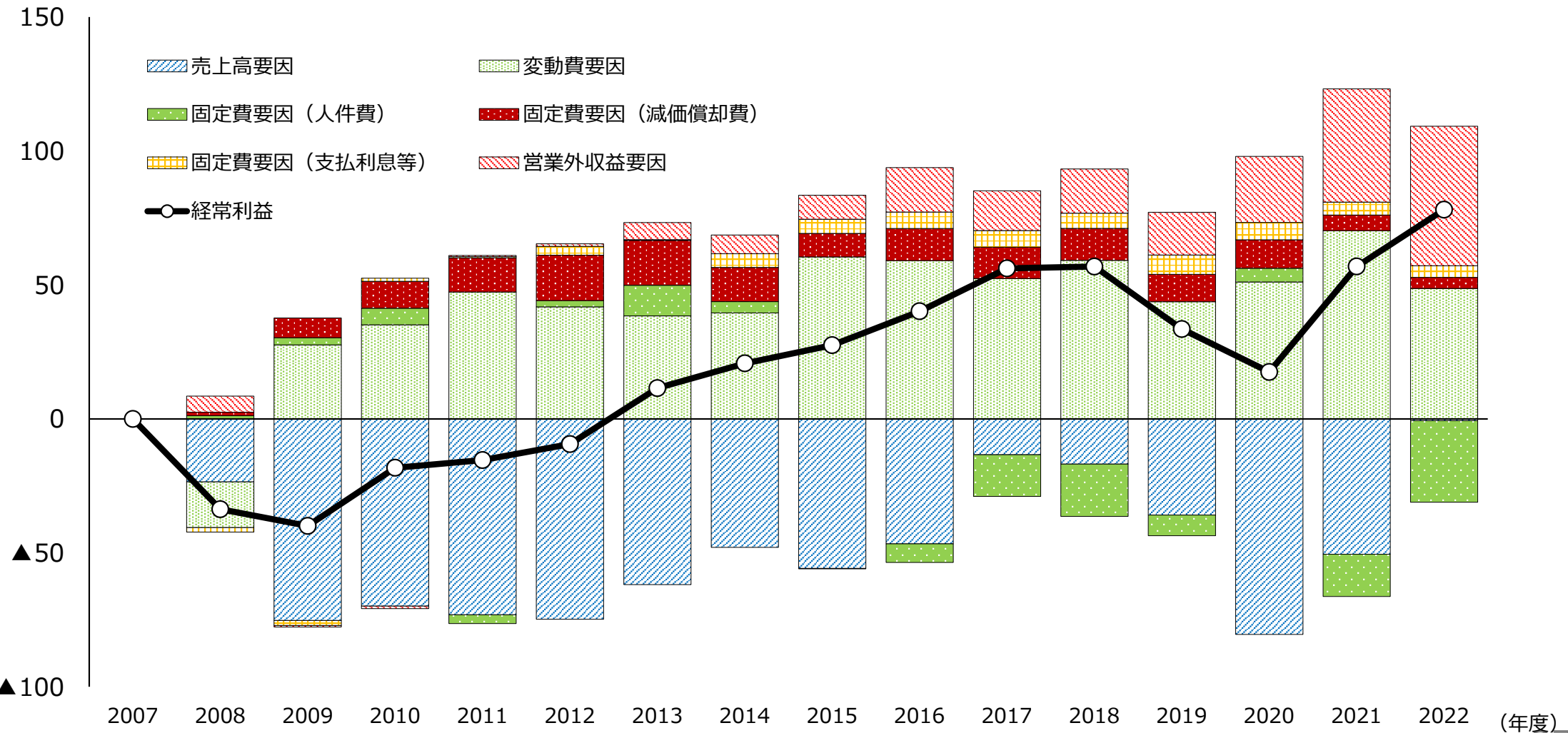
我が国企業を取り巻く状況の変化（法人税改革前と現在）

項目	法人税改革前 (2010年代初め)	現状
為替相場	77.6円／ドル (2011年12月末)	円高は解消 。企業は円安局面でも輸出品の現地通貨価格を維持し、利幅を得る価格行動に変化しているほか、海外直接投資の増加等により円高でも海外で稼ぐ力を高めるなど、為替変動に対して以前よりレジリエントに。
経済連携協定	ASEAN及びインドほか3カ国と経済連携協定発効 輸出入の2割弱 (2011年12月末時点)	T P P 11、日 E U ・ E P A、日米貿易協定と大型の E P A 等が順次成立・発行。R C E Pを含めると、 輸出入の占める割合は8割程度まで上昇 。
法人税負担	法人実効税率:37.00% (2012年度)	2018年度以降、法人実効税率は29.74%と3割を切る水準となり、 世界的競争力を欠くような水準からは脱している 。最近では、世界的な法人税引下げ競争に歯止めをかける動きも。
労働市場の硬直性	正規雇用者数:3,355万人 非正規雇用者数:1,812万人	非正規雇用と正規雇用の格差是正に向けた法整備とともに、女性や高齢者の雇用促進がなされているが、 労働市場の硬直性は依然残る 。課題は、平時における産業間の労働移動を通じた産業や業種構造の転換。
環境規制	2020年までに温室効果ガス 32%削減 (2013年度比換算) (2009年時点)	我が国企業の競争力の阻害要因と捉えられる側面もあった温暖化対策は、国際的な合意の枠組みに沿った課題であり、また、グローバルな企業競争環境の前提であることから、 企業の新たな成長の源泉にしていくことが重要 。
電力供給・電力コスト	産業向け電力: 13.7円／kWh (2010年度時点)	東日本大震災後の原発稼働停止により、エネルギー對外依存度は高止まりしており、電源構成も化石電源が7割以上。また、コスト高の再生可能エネルギー比率が徐々に高まっており、電気料金平均単価を押し上げ。 主要国と比べても、我が国のエネルギーコストは、産業用、家庭用ともに相対的に高い 。

我が国企業の行動変容：経常利益の要因分解

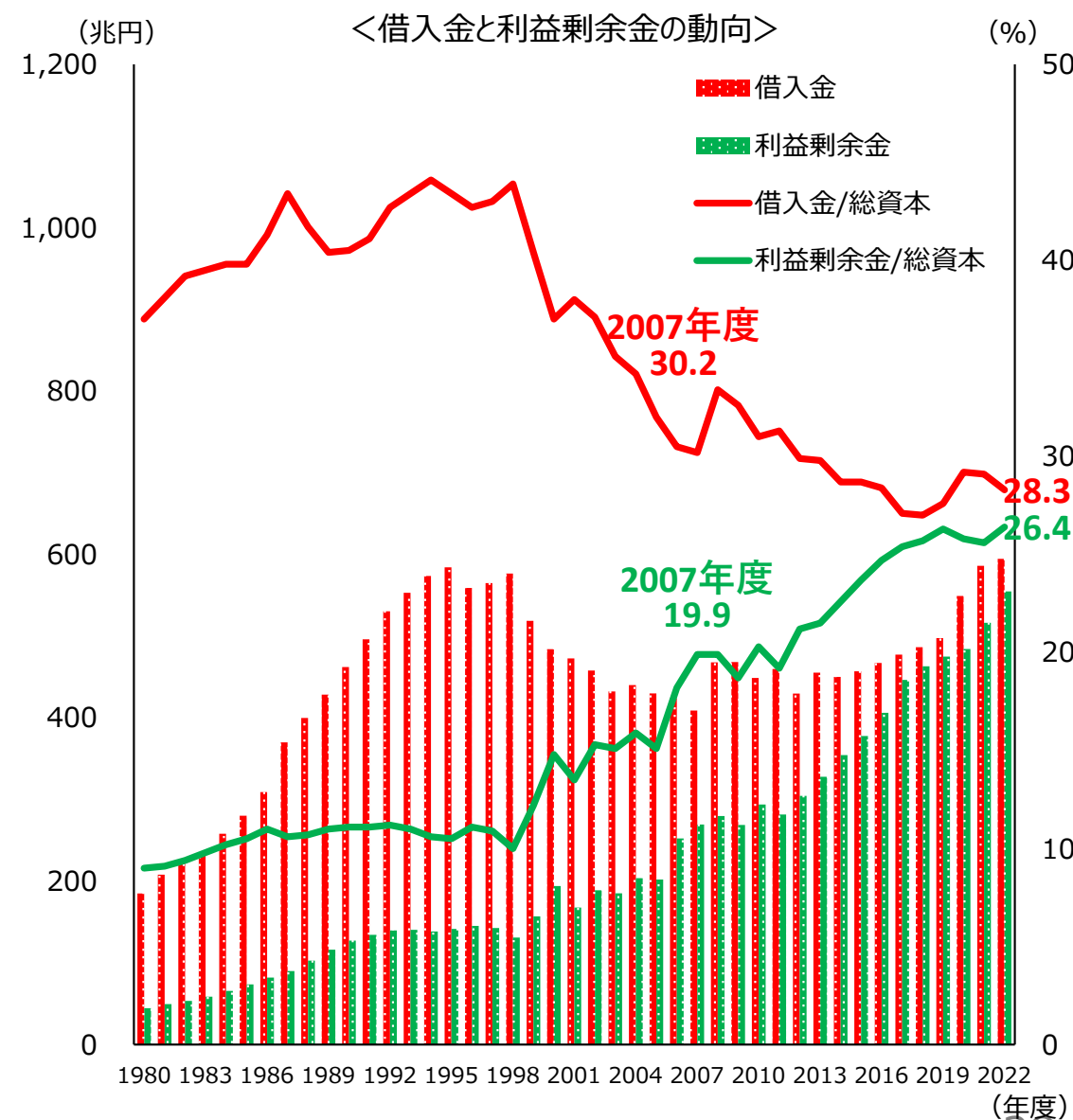
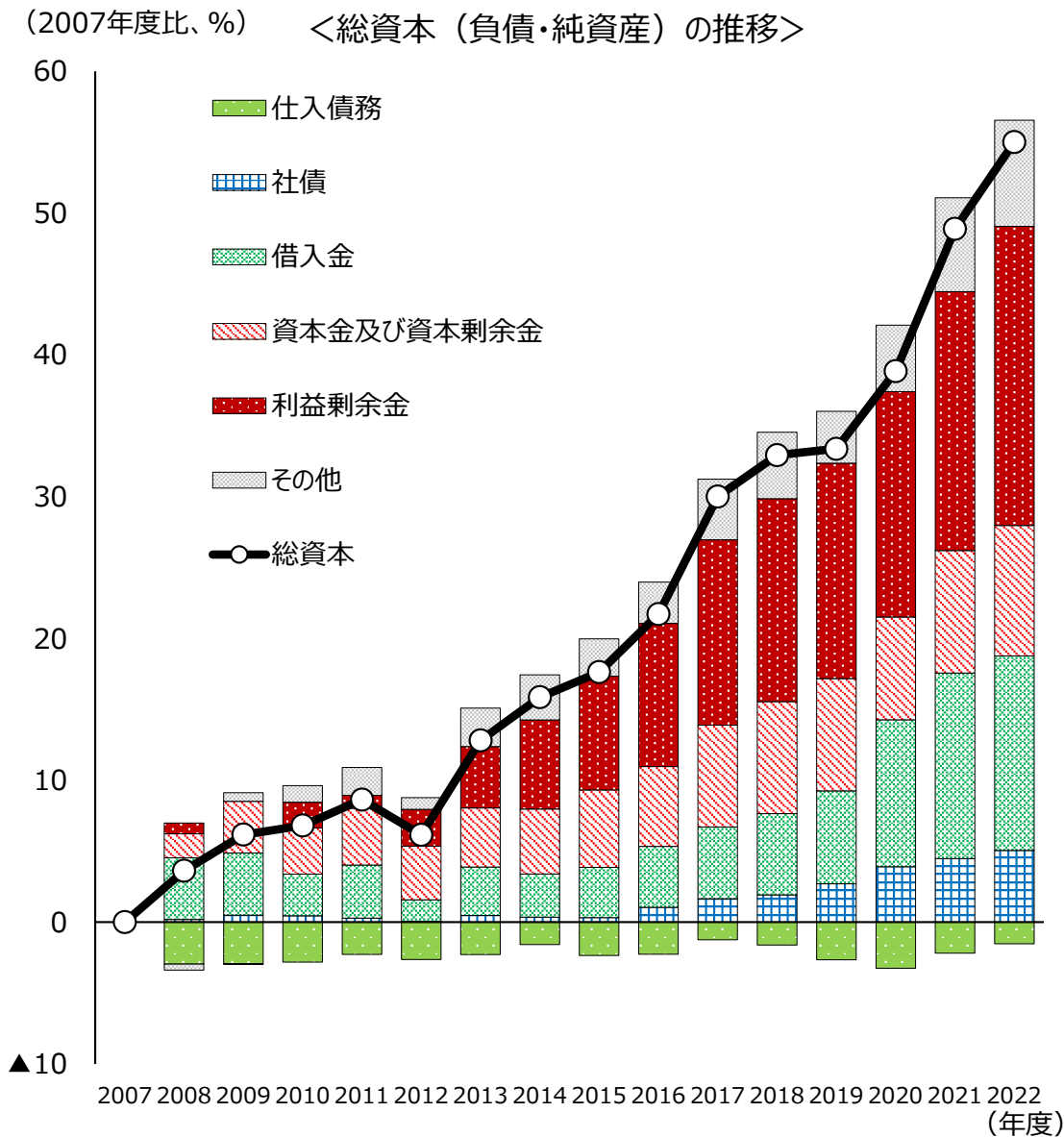
- 近年、企業の経常利益は過去最高を更新し続けているが、その増加は、
- ・ 積極的な設備投資等を通じた売上高要因（生産拡大等）（）を背景としたものではなく、
 - ・ 生産効率化も含めた変動費（原価等）の減少（）、設備投資の抑制（）、支払利息の減少（過剰債務の解消等）（）といった企業のコストカットや、
 - ・ 海外生産の拡大に伴う営業外収益（出資先である現地子会社からの配当等）の増加（）によってもたらされてきた。

（2007年度比、%）



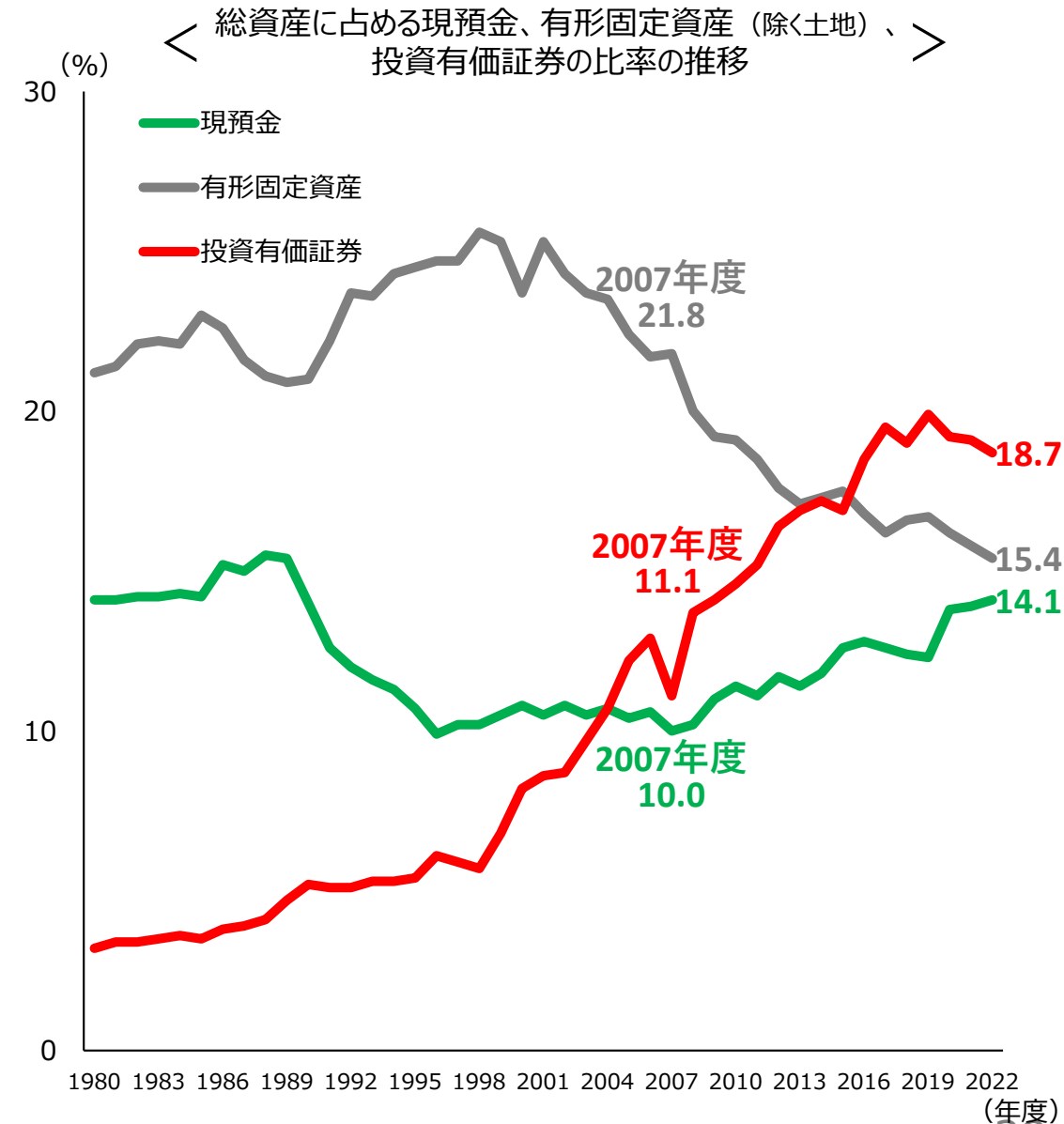
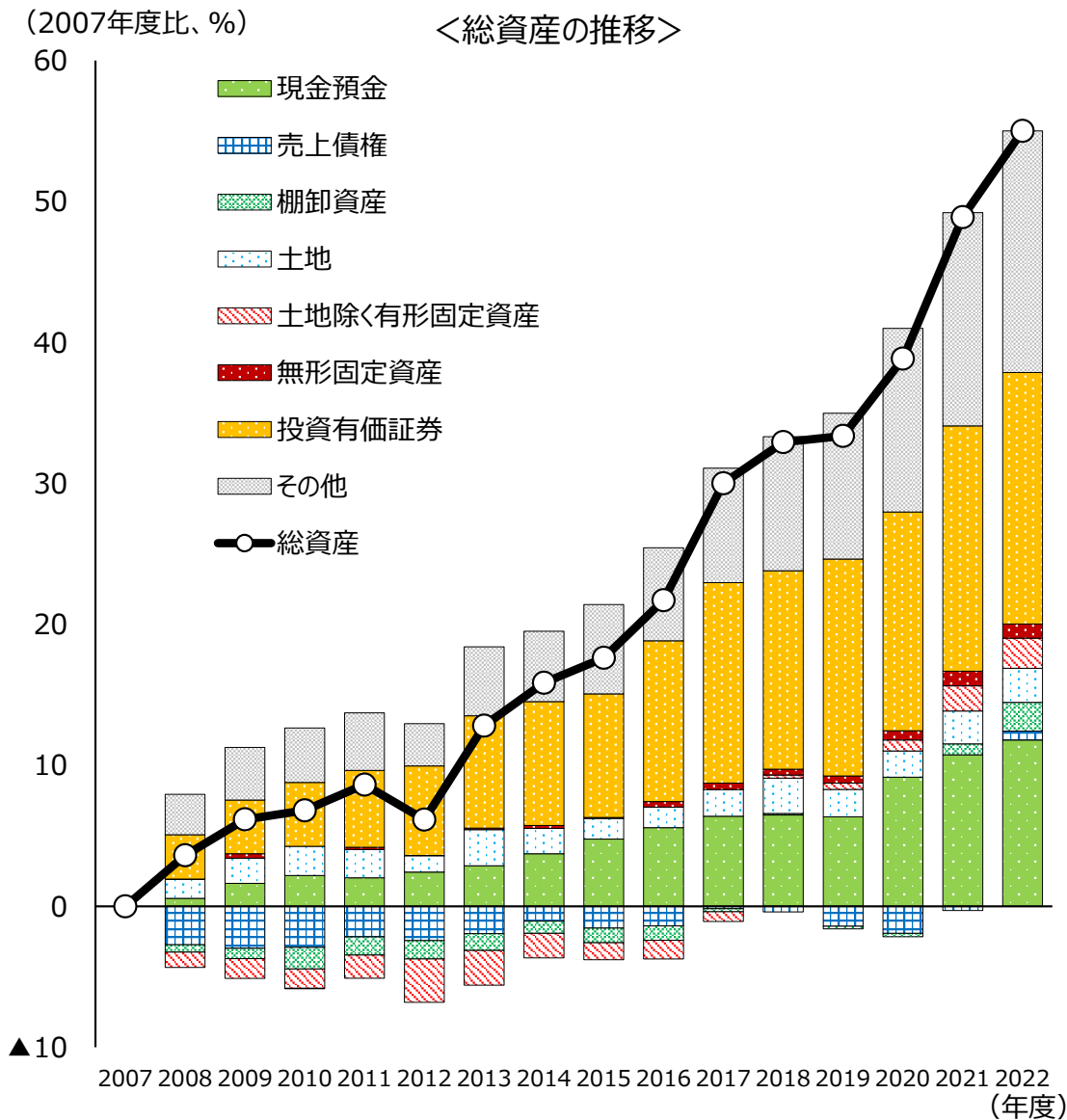
我が国企業を巡る動向の変化：財務基盤、資金制約

○ リーマン・ショック以降、企業は、「利益剰余金」と「資本金及び資本剰余金」を大幅に増加させる中、資金の調達面では、他人資本（借入金）から自己資本（利益剰余金）へとシフトすることで財務基盤を強化してきており、資金制約は緩和している。



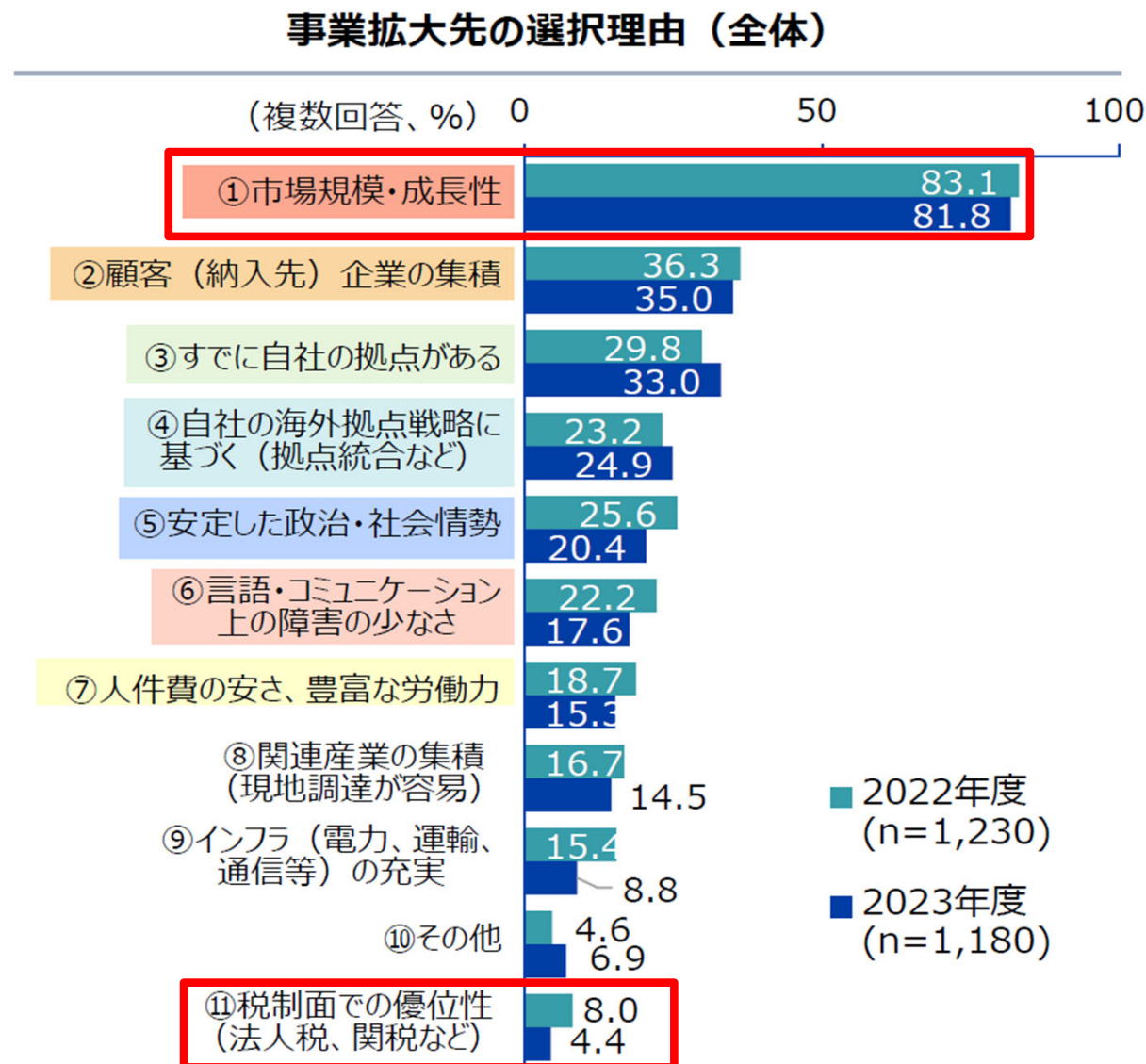
我が国企業を巡る動向の変化：投資対象、収益の源泉

○ リーマン・ショック以降、企業は、自己資本の増加を通じて財務基盤を強化する中、資金の運用面では、国内向け設備投資（土地を除く有形固定資産）を抑制する一方、手元流動性（現金預金）を増加させるとともに、将来成長が見込まれる海外で子会社の設立や企業のM&A（投資有価証券）を拡大している。



日本企業の「事業拡大先の選択理由」に関するアンケート（2023年度）

- 日本企業の今後の事業拡大先の選択理由は、81.8%が「市場規模・成長性」と前年に続き最大。他方、「税制面での優位性」を今後の事業拡大先の選択理由に挙げた企業は4.4%。



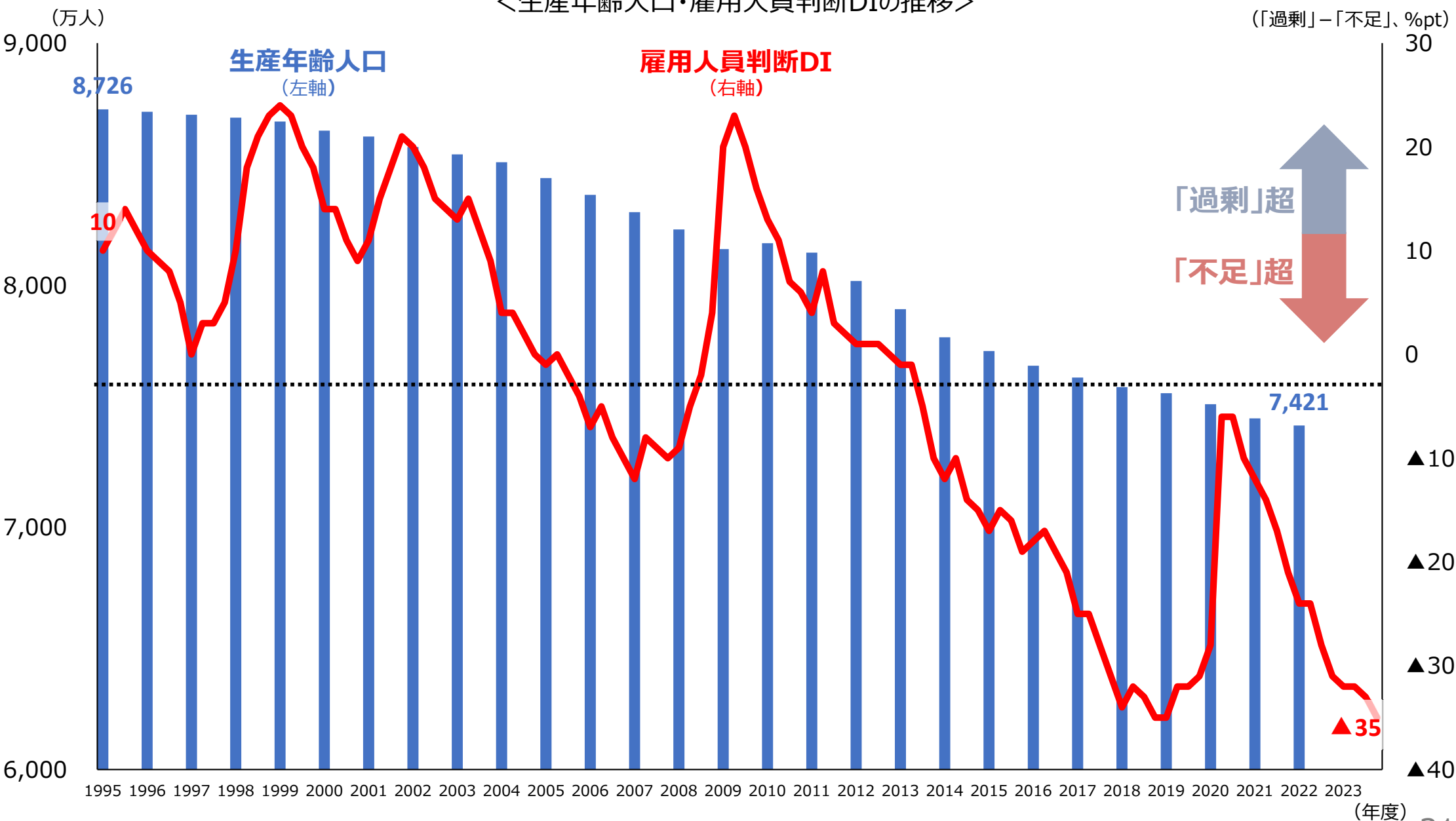
（出典）JETRO「2023年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（2024年3月）」。

（注）nは、「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」、「現在、海外に拠点はないが、今後新たに進出したい」と回答し、かつ事業拡大先（最大3つ）につき回答した企業数。

我が国企業の行動変容：労働市場の動向

○ 生産年齢人口は1995年をピークに減少。コロナ禍からの回復を経て、企業の人手不足感は歴史的にみても強い状況にある。

＜生産年齢人口・雇用人員判断DIの推移＞



(参考)

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

・・・現状の経済情勢については、「三本の矢」の効果もあり着実に上向いている一方で、景気回復の実感は中小企業や地域経済には未だ十分浸透していないと指摘されている。年末においては、景気回復の実感を広く行き渡らせるため、復興特別法人税の1年前倒し廃止等の「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）に基づいた対応を行うとともに、秋の大綱に引き続き企業の積極的な投資行動を促すための措置、企業の交際費に着目した消費活性化のための措置、地域経済の活性化のための措置等を講ずる。こうした政策税制については、その政策効果について事後的にしっかりと検証を行うなどによりその有効性や必要性について国民の理解を得ることが重要である。

（後略）

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）復興特別法人税の1年前倒し廃止

経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組とともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。確実な成果を得るため、引き続き、経済界への徹底した要請などの取組を行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

平成27年度 与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抜粋）

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

…今後、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく必要がある。そのため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという、経済の好循環を着実に実現していくことが重要である。税制においても、企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、平成27年度から法人税改革に着手し、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正し、広く負担を分かち合う構造へと改革する。

（後略）

I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

1 成長志向に重点を置いた法人税改革

（1）改革の趣旨

今般の法人税改革は、欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものである。すなわち、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造改革を行うものである。この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。これまで、企業に賃上げを促すために所得拡大促進税制を創設・拡充してきたが、今回、さらにその要件を緩和するとともに、法人事業税の外形標準課税においても、新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。

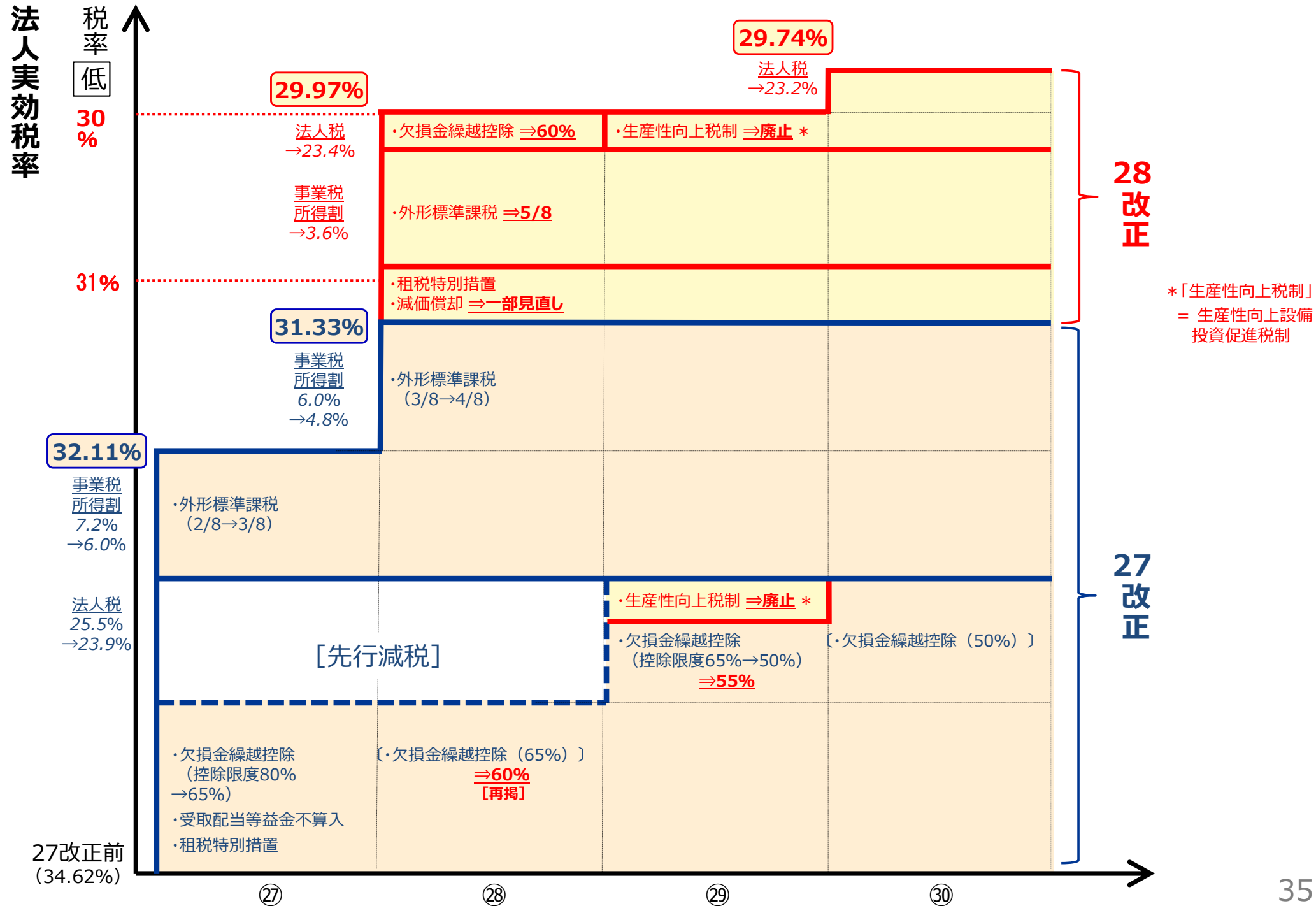
経済界においては、今般の改革がもたらす経営環境の変化も踏まえ、収益力や生産性の向上に向けて一層の企業努力を行い、得られた利益を従業員や株主に適切に還元するとともに、取引先企業への支払単価を改善することを通じて、経済の好循環の実現に向けて積極的に貢献していくことを求めたい。

（2）改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以降数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

（後略）

法人実効税率引下げのイメージ



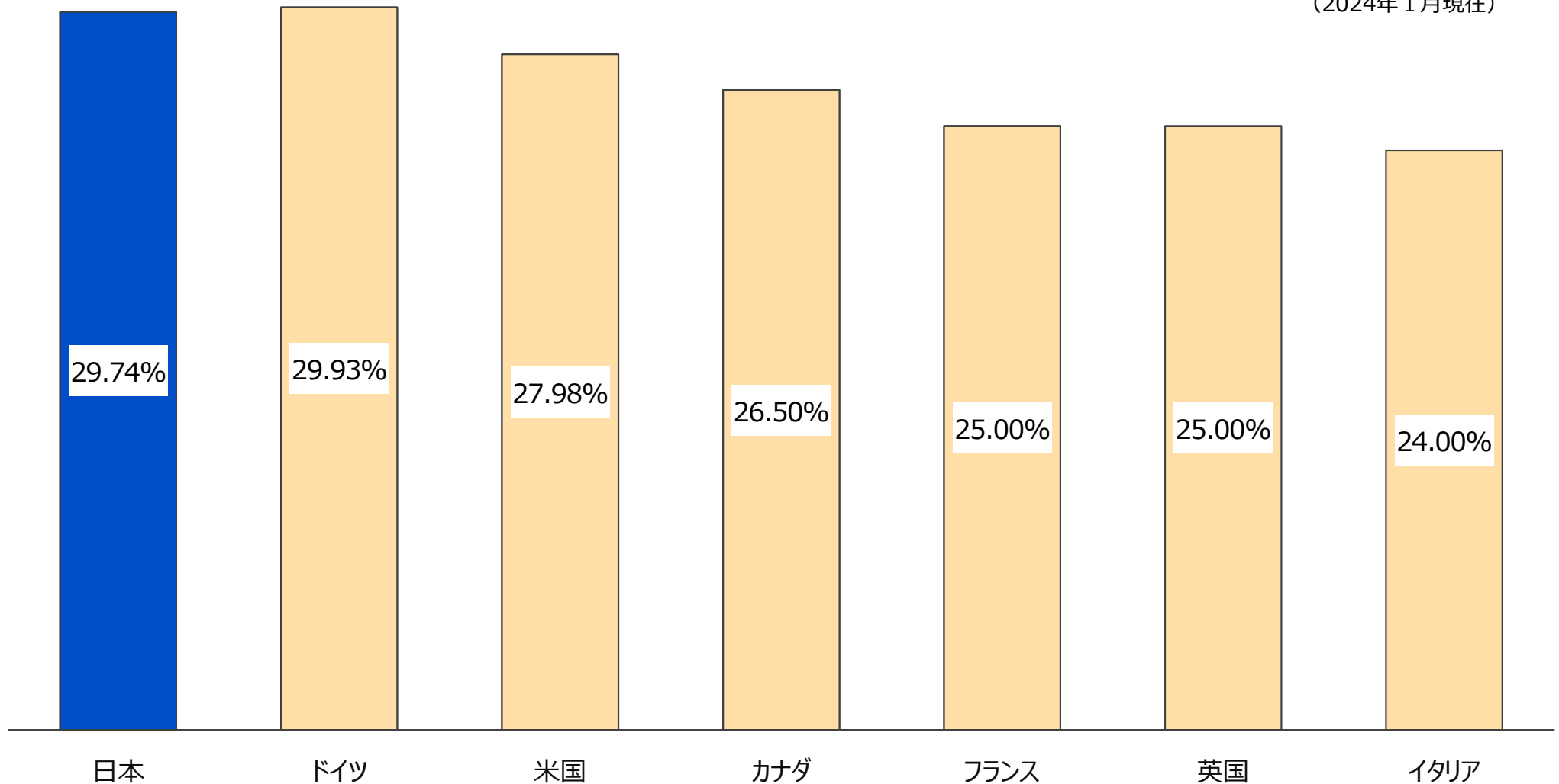
法人実効税率の引下げ

- 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。
⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」を実現。

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

諸外国における法人実効税率の比較

(2024年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

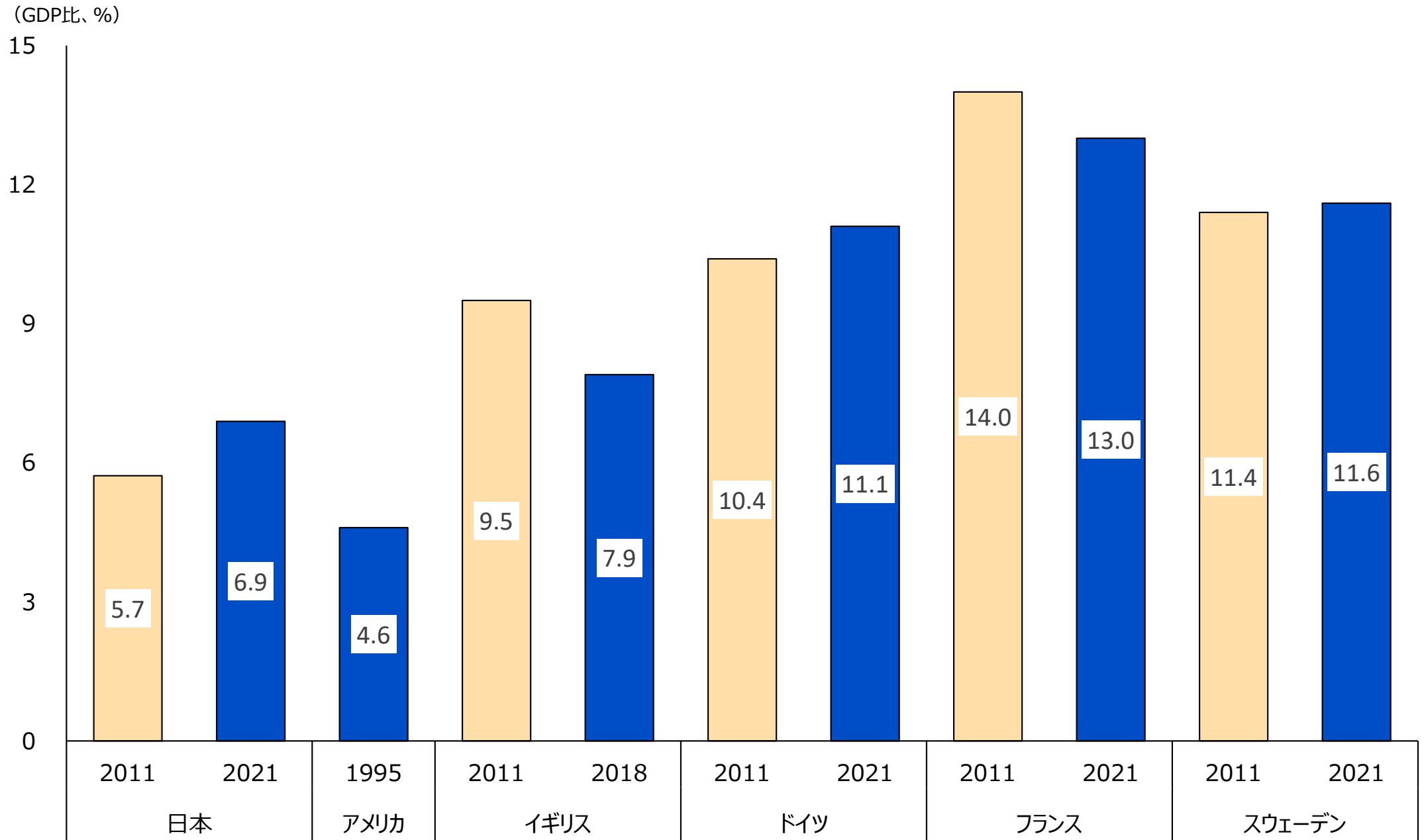
(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%(2014年度(改革前))→32.11%(2015年度)、29.97%(2016・2017年度)→29.74%(2018年度～)となっている。

(注3) 英国については、最高税率(拡張利益※)25万ポンド(4,650万円)超の企業に適用)を記載。拡張利益25万ポンド以下では計算式に基づき税率が逡減し、5万ポンド(930万円)以下は19%。 ※拡張利益とは、課税対象となる利益に加えて他の会社(子会社等を除く)から受け取った適格な配当を含む額のことを指す。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝186円(裁定外国為替相場:令和6年(2024年)1月中適用)。

(出典) 各国政府資料

社会保険料の事業主負担（対GDP比）の国際比較

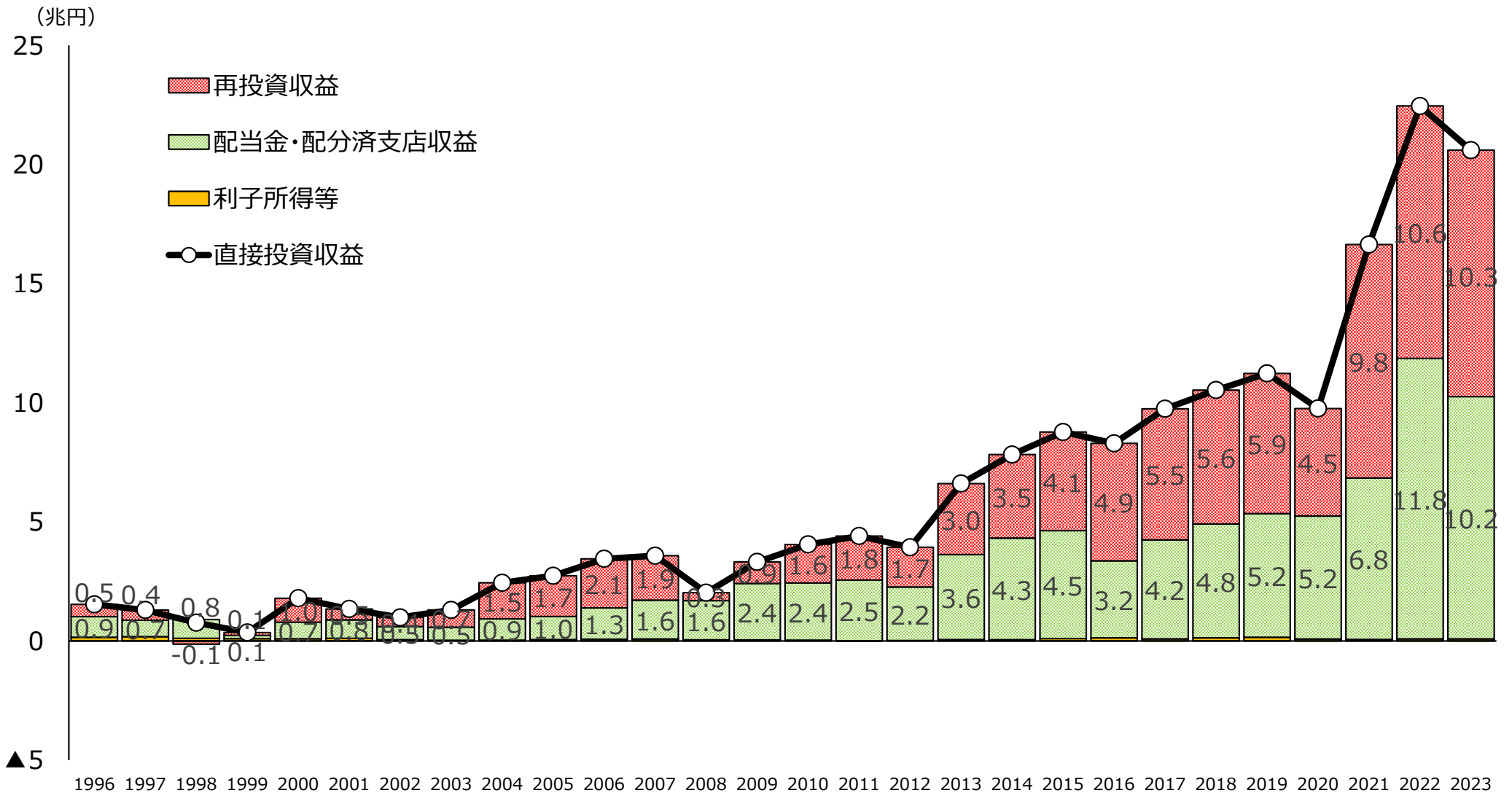


(出所) 日本については国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度 社会保障費用統計」、アメリカについては国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費 国際比較基礎データ」、その他の国についてはEurostat “European Social Statistics”。

(注) イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンはいずれも暫定値である。

第一次所得収支の推移

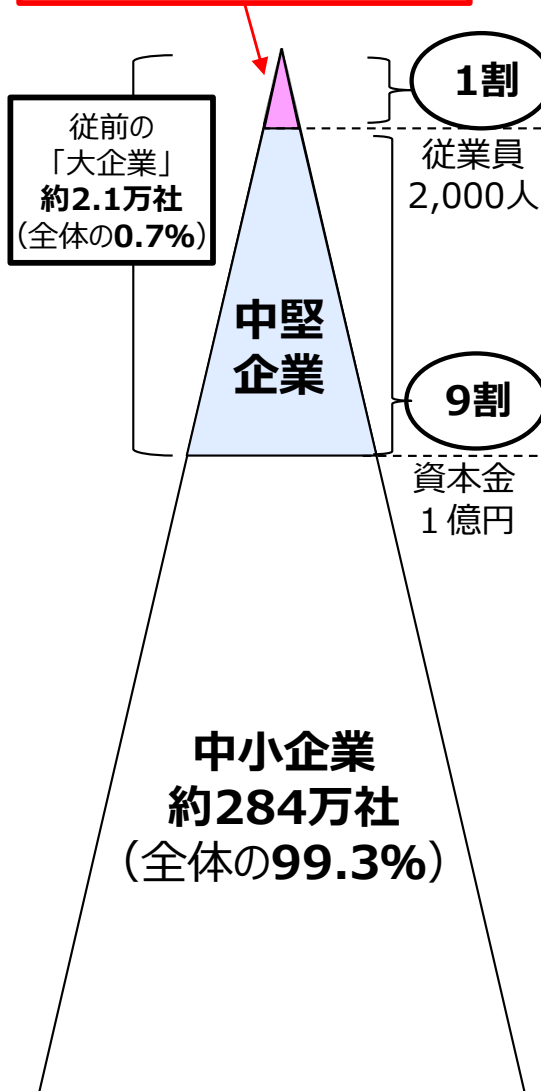
- 対外直接投資収益のうち、配当金として国内に還流されるのは約半分。残り半分は再投資収益として海外拠点で留保されている。
- 他方で、配当金と再投資収益の占める割合に大きな変化はなく、企業が海外子会社の利益の国内還流を控えるような傾向又は行動変化までは読み取れない。



賃上げ促進税制の改正

6 改正

「大企業」(見直し後)



大企業 (見直し後)

物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**3%の賃上げ率の要件は維持**しつつ、**段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設**。

中堅企業

「中堅企業」の**新たな枠を創設**し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

中小企業

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は**維持**。

賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業**にも賃上げインセンティブとなるよう、**繰越控除措置**を創設。

人への投資

教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の**要件を緩和**するとともに、**子育てとの両立支援**や**女性活躍支援**に積極的な企業への上乗せ措置を創設。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

改正後

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	15%			25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%

* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%
+3%	10%	+5%	+5%	20%
+4%	25%			35%

* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%
+2.5%	30%			45%

* くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

改正前

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%
—	—		—
—	—		—

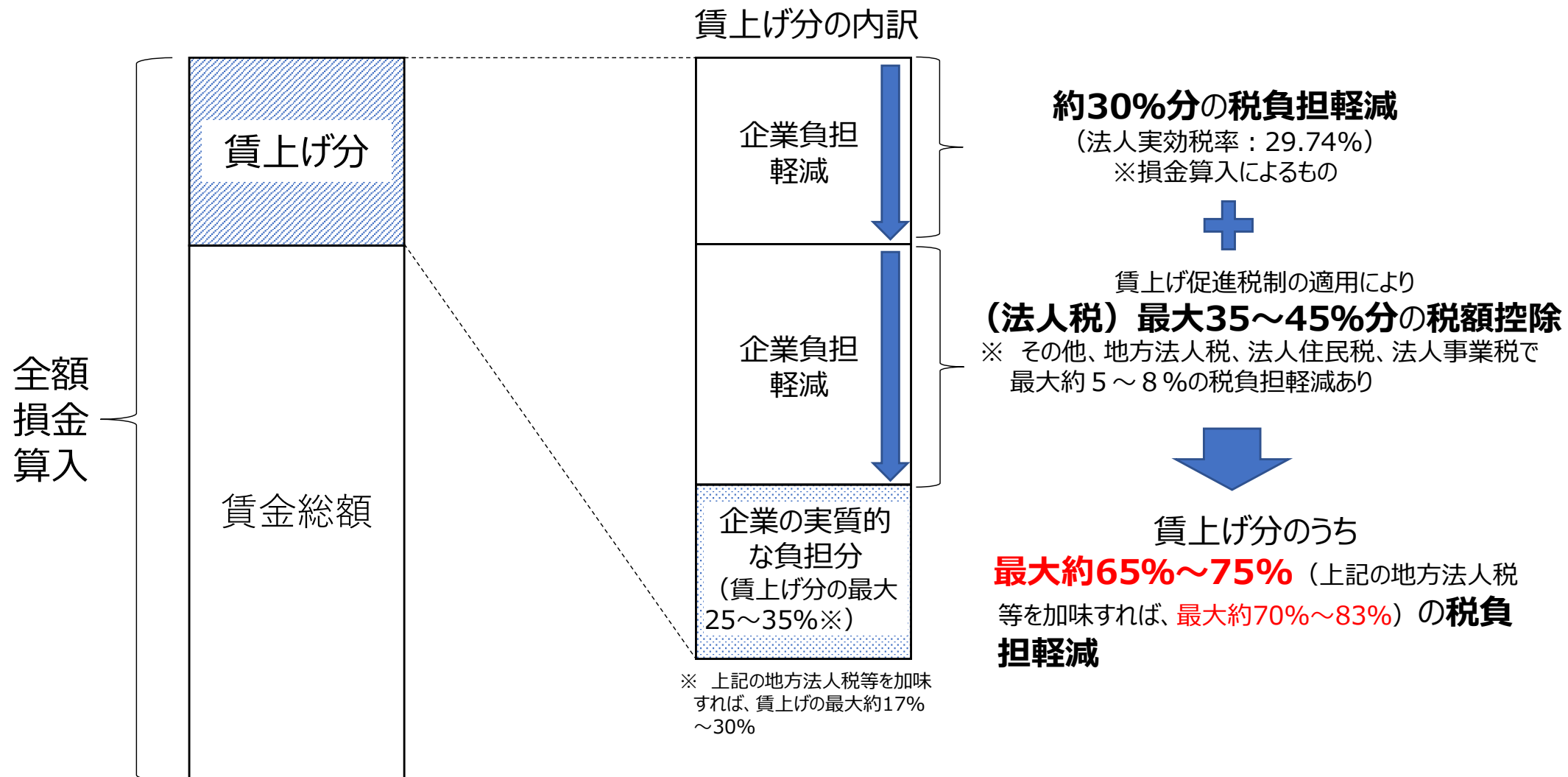
賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%		30%

賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%		40%

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

(参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の最大65～75%（地方法人税等を加味すれば、最大約70%～83%）につき、税負担の軽減がなされることになる。



賃上げ促進税制の適用実績等

<適用額実績>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

<令和6年度改正後（平年度）>

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。